

平成28年度

青森市子どもの権利相談センター

活動報告書



青森市子どもの権利擁護委員

青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日制定

平成二十四年青森市条例第七十三号

(条例より前文を抜粋)

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今ももっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」(同条約第三条)を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市子ども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています(平成二十三年三月 子ども宣言文)。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

平成 28 年度活動報告書

目 次

I 市内中学生徒の事案をふまえた今後の取組に関する提言		
1 提言にあたって	3	
2 いじめ問題に対する提言	5	
II 青森市子どもの権利相談センターの概要		
1 設置目的と性格	13	
2 運営体制	14	
3 相談・救済の流れ	15	
III 活動の状況		
1 相談活動	19	
2 調整活動	28	
3 調査活動	30	
IV 運営会議		
1 運営会議	33	
V 広報・啓発活動		
1 広報・啓発活動	37	
2 制度・活動に関する研修、会議	47	
VI 子どもの権利擁護委員からのメッセージ		
「SOSを出すことの難しさ」	子どもの権利擁護委員 小林 央美	51
「逆境を生き延びる！」	子どもの権利擁護委員 関谷 道夫	54
VII 相談件数等の年度比較		
1 相談の状況	61	
2 調整活動の状況	64	
3 調査活動の状況	64	
VIII 参考資料		
1 青森市子どもの権利条例	67	
2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿	71	

I 市内中学生徒の事案をふまえた 今後の取組に関する提言

- 1 提言にあたって
- 2 いじめ問題に対する提言

I 市内中学生徒の事案をふまえた今後の取組に関する提言

1 提言にあたって



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

平成24年12月25日、子どもの権利保障を目的として「青森市子どもの権利条例」が制定され、それからまる4年が経過しました。

この条例に基づいて、子どもにとって大切な権利が侵害されたときにその救済を図ることを目的として、子どもの権利擁護委員が設置されました。この子どもの権利擁護委員による相談、救済活動の拠点が、「青森市子どもの権利相談センター」です。子どもの権利擁護委員3名と調査相談専門員3名が、平成25年5月1日から、いじめや体罰、不登校などさまざまな問題の相談に当たっています。

センターへの相談件数は年々増えて、平成28年度の延べ相談件数はこれまでの最高に達しています。子どもをめぐる状況が、これまでになく厳しい状況にあるということなのだろうと察しています。

本書は、平成28年度の青森市子どもの権利相談センターの活動報告書となっております。みなさまにとりまして、子どもの問題の背景や原因、解決を考える際の参考となれば幸甚に思います。

さて、子どもをめぐる状況が厳しさを増す中で、青森市内の中学2年の女子生徒が、平成28年8月に、いじめ被害を訴えて自らの命を絶つという、あってはならない悲しい出来事が起こりました。

「青森市子どもの権利相談センター」へのアクセスのないままに、取り返しのつかない結果が生じてしまったことは、子どもの権利擁護を任務とする委員として、痛恨の極みであり、誠に残念ではありません。

「いじめ防止対策推進法」では、いじめの判断基準を受け手の側の主観に置き、受け手が心身の苦痛を覚えるものはそれだけで全て「いじめ」に該当するとしています。すなわち、いじめの概念を極めて広く捉えています。いじめ行為そのものの程度（頻度や強弱など）は問題とされていません。

つまり、いじめの中には、犯罪行為や重大な人権侵害行為に該当するものから、人間関係上の些細なトラブルや誤解によるものまで、権利侵害性の強いものから権利侵害を認め難いものまで種々様々なものが含まれることとなります。

「青森市子どもの権利相談センター」は、権利侵害の軽重を問わず、どのような態様のいじめであろうと、相談に応じます。そして、少しでもいじめに悩む子ども達の力になりたいと思っています。

子どもの権利擁護委員は、独立した第三者機関ですから、相談者の承諾なしに、学校や保護者に相談内容を伝えることは決してありません。相談者の気持ちを第一に考え、相談者とともにじっくり解決策を探っていきます。

また、子どもの権利擁護委員は、第三者機関として、「いじめ」問題の解決のために、学校側への働きかけを行ったり、いじめの当事者間の仲立ちをするなどの調整活動をすることもできます。

解決が難しい事案などは、学校の先生方にも「青森市子どもの権利相談センター」を活用していただきたいと思います。学校と力を合わせて親・学校・「青森市子どもの権利相談センター」の三者間で問題の解決に当たることもできます。子どもの生命や成長を第一に考えて、どのように協働での解決ができるかを一緒に考えます。一方的、強制的な対応はいたしませんので、第三者的な関わりが必要と判断される場合は安心して相談を寄せてほしいと思います。

人間同士のトラブルは、関係者が本気で解決しようと決意し、そのための手段を駆使すれば、必ず解決できます。いじめも子どもたちの中のトラブルですから、同じように、周囲の大人など関係者が本気でいじめを解決しようと決意し、そのための手段を駆使すれば、いつか必ず解決できるはずです。少なくとも、最悪の結果は回避できるはずです。

この度の女子生徒の件を受け、子どもの権利擁護委員は、いじめ問題に対する提言を行うこととしました。

平成 29 年 3 月

(ぬまた とおる 弁護士)

2 いじめ問題に対する提言

1 子どもが気軽に悩みを相談でき、SOSを発することができる環境の整備

最悪の結果を回避するためには、子どもが悩みを抱え込まず、周囲の大人にSOSを発することができるなければなりません。

困ったときに子どもが大人に相談することは、必ずしも簡単なことではありません。勇気や決意が必要です。親や担任などの身近な人にはむしろ相談し難いと言われていきます。大人は、そのような子どもの気持ちを理解し、まずは「よく相談してくれた。」とその勇気を誉めてほしいと思います。

そして、子どもが弱音を吐いたとき、まずはその気持ちを周囲の大人が受け止め、これまでの苦しかった気持ちを受容し、心の叫びを受け止める対応をすることが大切です。「そんなことでどうする。しっかりしろ。」と叱咤激励するならば、子どもは安心して弱音を吐くことができません。「どうせ言っても無駄だ。」と言葉を呑み込んでしまいます。

学校に行くことを絶対視せず、例えば問題解決に時間がかかる場合には、一時的休養を含めてさまざまな選択肢があることを大人も子どもも理解する必要があるのではないのでしょうか。

加えて、世界保健機関（WHO）から勧告されているところですが、自殺が過度にセンセーショナルに扱われることで、あたかも問題解決の有効な方法であるかのように誤った受け取り方をされないように慎重に配慮し、専門機関の利用など自殺以外の選択肢があることを強調することが肝要です。

子どもの連鎖自殺を防止し、自殺を問題解決の最終的な方法とさせないことを定着させる必要があります。

いじめによる悩みは、いつか必ず解決できます。まずは、周囲の大人がその確信を持っていただきたいと思います。そして、大人が子どもに対し、いじめの解決に本気で取り組む決意を表明することが大切です。

子どもの立場に立って、本気で助けてくれる大人がいることを是非子どもに伝えてほしいと思います。

「大人は必ず助けてくれる。これ以上ひどいことにはならない。」という確信を持つことができれば、子どもは安心していじめの悩みを伝え、心から相談することができるようになります。

「自分だけの努力で解決できない。」と思った時は、周りの大人や相談機関に積極的に相談することが当然であるという雰囲気醸成するために、あらゆる機会を通して啓発・周知していきたいと考えています。

2 子どもを問題解決の主体に位置づけることの重要性

子どもたちは、いじめがいけないことだとわかっています。しかし、いじめをやめようという声を積極的にあげると、「自分が次のターゲットになってしまうのではないか。」という恐れから、不本意ながら見て見ぬふりをしてしまいます。

いじめをなくすためには、クラスの中で「いじめをやめろ！」という正論を言える子どもたちを一人でも多く増やし、自分たちの力でいじめを解消していく力を育む必要があります。そうでなければ、先生の目の届かぬところでいじめは隠然と継続してしまいます。

子どもをいじめの解決の主体とするためには、その前提として、一人一人が主体性を持ち、違い（多様性）を尊重しあう環境を醸成する必要があります。

「みんな仲良く」という抽象的なスローガンを唱えるだけでは効果がありません。

一人一人には考え方や能力などさまざまな違いがあって、その違う人間が集団の中で折り合いを付けて生活をしていくことには、言葉のやりとりと理解のための努力が必要であることを経験させる必要があります。このことは異なる人間が社会生活を送るためには必要不可欠であり、それこそがまさにお互いの権利を尊重するという過程なのです。

そのような経験こそが、真の主体性や他者の権利の尊重に関する理解を育みます。

子どもは保護されるだけの存在でなく、自ら主体性をもって、自分の幸せのため、そして自分の所属する地域・社会のために、積極的に活動する存在であることを認識してほしいと考えています。

3 学校・地域全体の問題としての見直しの必要性

いじめの加害・被害の二者関係に着目して、被害者救済や加害者への毅然とした指導という観点はもちろん必要ですが、同時に、学校や地域というシステム・集団・組織の問題として対応することも必要です。

青森市は、全国的にも有名な青森ねぶた祭をはじめ、地域の神社での宵宮、地域の食材を生かした給食やその伝承、そして子ども会の行事など、まさに地域・家庭・学校を含めた地域社会全体が持っている「教育力」を発揮し、子どもの成長を見守ってきております。多様な交流を通じてさまざまな関わりを持ちながら、子どもを育ててきていると言えるでしょう。

しかし、子どもを育てるということは、振り返ったり、反省したりの連続で、子育ては親育ちとも言われます。地域の教育力のあり方も同様です。命を守る地域の教育力のあり方について、いま一度、問い直しを迫られているのかも知れません。

昔から「危機の時こそが変化の好機」と言われてきました。危機（クライシス）の時こそイノベーションの最大の好機ということです。この度の重大事態を受けて、これまでの学校や地域の間人関係や精神風土を見直す好機だと考えます。

個別的な人間関係のレベルにとどまらず、学校・地域レベルのシステム・ネットワークをいかに活性化させるか、開かれた上に協力し団結できる組織をどのように目指していくか、モチベーションや生産性の向上をいかに図るか、秩序維持、モラル・倫理の遵守をどのように実現するか、共同意識の醸成や良好な人間関係の形成をどのように図るかなど、児童生徒同士及び対教員との関係、教員同士の連携全般を検証し、変革できる絶好の機会でもあります。

さらに、「青森市子どもの権利相談センター」をはじめとする各専門機関との「他機関連携」についても見直していく必要があります。

4 スマートフォン等の上手な利用について

対人関係のトラブルに拍車をかけているのが、IT（情報技術）化の進行です。IT化が進んだ現代は、空間や時間を超えて接続過剰が際限なく進行しています。

インターネットを通じて行われるいじめはもちろんのこと、無数の人々がスマートフォンで接続され、関係の維持に神経をすり減らしている現状にあるといえましょう。

スマートフォンの普及は、視聴覚を総動員させられ、ほとんど休みのない状態を作り出しています。ある生徒は、SNS[※]が真夜中に配慮なく送信されてきても、既読がわかってしまうので、それを無視しようものなら、それだけで排斥されかねないと心配になると言っていました。一昔前なら、家の外でいくら辛い思いをしてきても、家に帰ったら温かい団欒の世界が待っていたものです。現代は、私的な空間やプライベートの時間帯まで、外の論理が無遠慮に容赦なく侵入してきます。そこには過剰な情報の往来に振り回される子どもの姿があります。

とくに、IT化の急激な進行に対して、子どもたちのモラル・行動規範の確立が追いついていない状況です。スマートフォンの利用については、児童生徒個人の主体的な判断とともに、家庭・学校・地域が連携協力して適正な規律・規範をつくっていくことが喫緊の課題だと考えます。

※ SNS：LINE(ライン)やTwitter(ツイッター)などのように、友人や知人・共通の趣味をもつ人達とインターネット上でメッセージをやりとりするサービスの総称。Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。

5 青森市子どもの権利相談センターの積極的活用

青森市が「子ども総合プラン」策定に当たって平成27年度に児童生徒とその保護者に実施したアンケート調査によれば、「青森市子どもの権利相談センター」の名称と活動内容をともに知っている人の割合は、29.4%であり、その認知度・周知度は、まだまだ十分とはいえません。

「青森市子どもの権利相談センター」は、学校からも、教育委員会からも、独立した第三者機関であること、単に相談に応じるだけではなく事実の調査、関係者間の調整活動の権限を有していることに、他の相談機関にはない利点と特色があります。

あくまでも子どもの立場に立ち、子どもの目線で、問題解決に当たります。

また、子どもの権利擁護委員は、学校や地域、子どもの権利に関する団体の研修会などでの講演を通して啓発活動をしています。依頼により学校の授業、PTAや教職員の研修会での講師を務めます。積極的に活用をしていただければと思います。

さらに、青森市教育委員会には青森市の子ども達全員が「青森市子どもの権利条例」について学べるような取組を、青森市には一人でも多くの子ども達に「青森市子どもの権利相談センター」を知ってもらい積極的に利用されるような広報、啓発のための取組を、それぞれ一層推進していただきたいと思います。

本提言が、二度と取り返しのつかない事態を繰り返さないために、活かされることを強く念願する次第です。

平成29年3月

青森市子どもの権利擁護委員 沼田 徹
小林 央美
関谷 道夫

Ⅱ 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ

Ⅱ 青森市子どもの権利相談センターの概要

1 設置目的と性格

「青森市子どもの権利相談センター」は、「青森市子どもの権利条例」第4章に基づき、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ることを目的に設置されました。

子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、相談に応じるだけではなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置することとしました。

子どもの権利擁護委員の法的性格は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

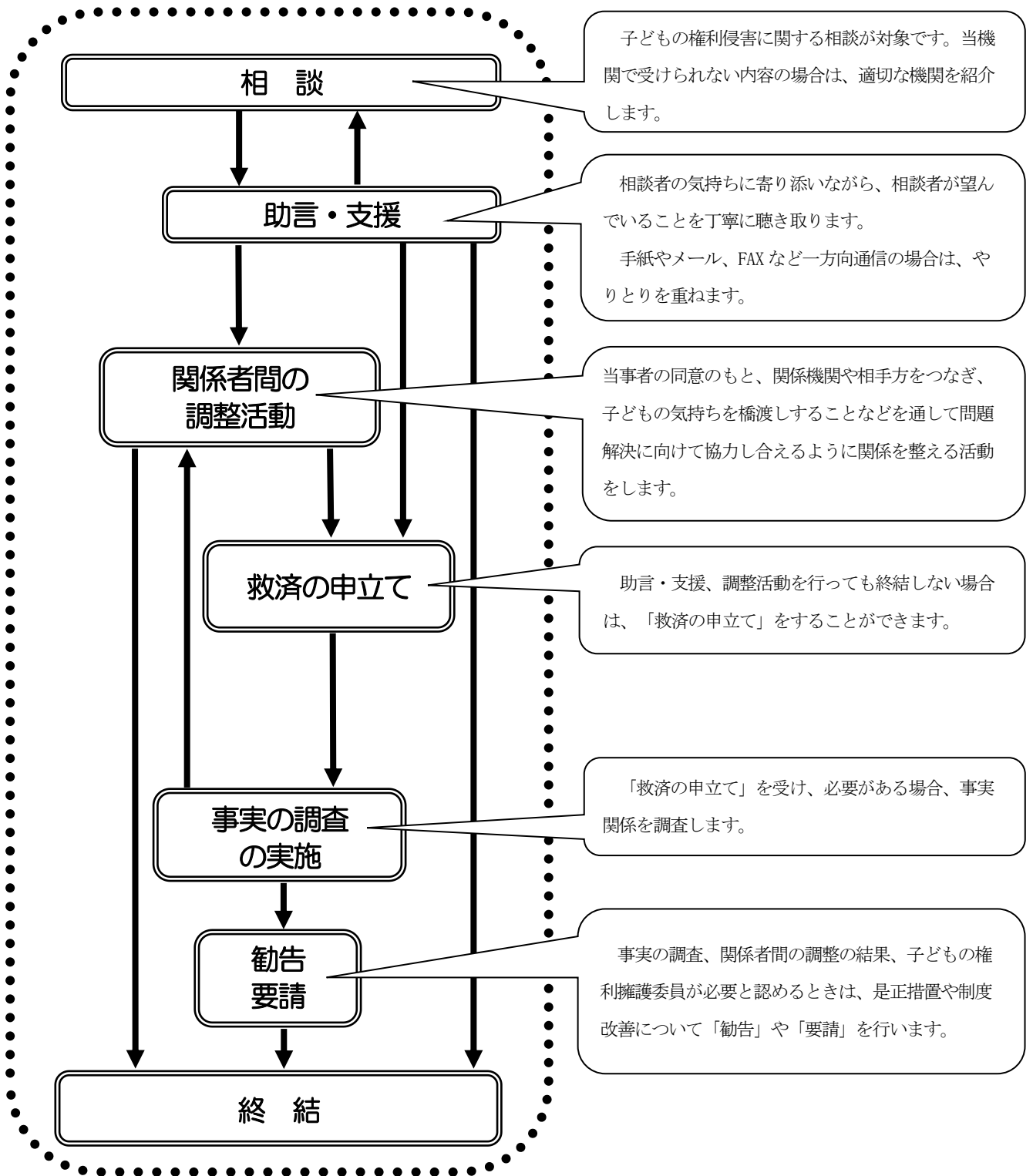
附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、子どもの権利擁護委員の自らの判断で、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置や制度改善を勧告したり要請したりすることを働きかけることができます。



2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、大学教員、臨床心理士） ・ 調査相談専門員 3 名
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・ 子ども一人一人が権利の主体として尊重されます。 ・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済の基本対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（相談継続、当事者自身による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者間の調整支援）を行います。 ・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱えるさまざまな悩みを広く受け付けます。 ・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。 ・ 関係者間の調整は、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者の間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。 ・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます（18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。）。
受付時間	月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 (祝日、年末年始を除きます。)
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談 ・ 電 話 0120-370-642（フリーダイヤル） <small>みんなをむすぶ</small> ・ ファックス 017-763-5678 ・ メ ー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp ・ 手 紙 〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階 青森市子どもの権利相談センター

3 相談・救済の流れ



☆ 子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、関係者の見守りを継続的に行うことがあります。
☆ このフロー図は、ケース対応の一例です。



青森市総合福祉センター



青森市総合福祉センター正面玄関



青森市子どもの権利相談センター入口



青森市子どもの権利相談センター内



青森市子どもの権利相談センター相談室

Ⅲ 活動の状況

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動

Ⅲ 活動の状況

1 相談活動(H28.4.1～H29.3.31)

相談受付件数は、実件数(※1)が106件、延べ件数(※2)が856件でした(前年度:実件数96件、延べ件数558件)。

平成28年度は前年度に比べて、延べ件数が298件増加しました。

さまざまな困難に直面した子ども及び保護者などから寄せられる悩みなどに対し、解決のために継続して相談が重ねられ、1件の相談当たり平均8.1回(前年度は5.8回)のやりとりが行われました。

☆「相談受付件数」の年度比較はP61参照

(1) 月別相談受付件数(図1)

新規相談が多く寄せられたのは6月、10月、2月でした。

これは、6月と10月の広報紙「広報あおもり」にセンターの記事が大きく掲載されたことと、5月下旬と12月の小中学校の終業式前にセンターを周知するためのチラシを市内小・中・高・特別支援学校の全児童生徒に配付し、1月には市内すべての学校にポスターを配付したことによる効果が表れたものと思われます。

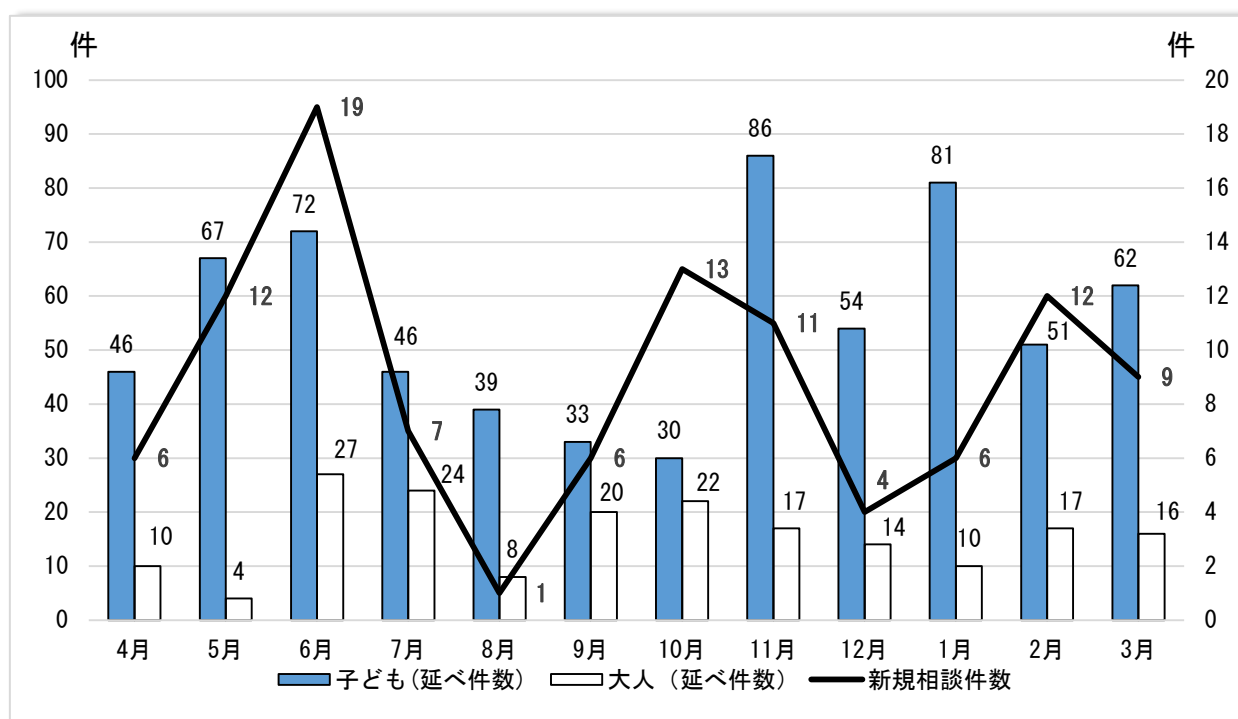


図1 月別相談受付件数(延べ件数:856、新規相談件数:106)

※1 実件数

1人についての初回から終結までの相談を1件とします。

※2 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

(2) 相談者の内訳(図2、図3)

相談者(※3)は、大人(70人 66.0%)が、子ども(36人 34.0%)の約2倍となっています。

その内訳は、父又は母(42人 39.6%)が最も多く、次いで中学生(16人 15.1%)、その他大人(14人 13.2%)となっています(図2)。

なお、その他(大人)は、近隣住民などが主な相談者となっています。

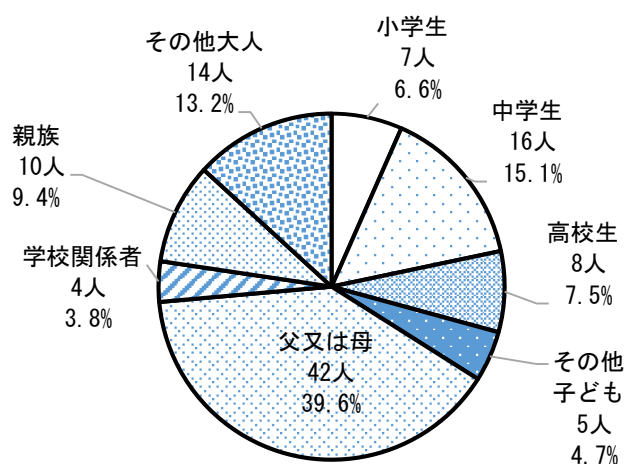


図2 相談者の内訳(実人数:106)

一方、延べ人数では、子ども(667人 77.9%)が、大人(189人 22.1%)の3倍を超えています。

その内訳は、中学生(578人 67.5%)が最も多く、次いで父又は母(114人 13.3%)、高校生(61人 7.1%)となっています(図3)。

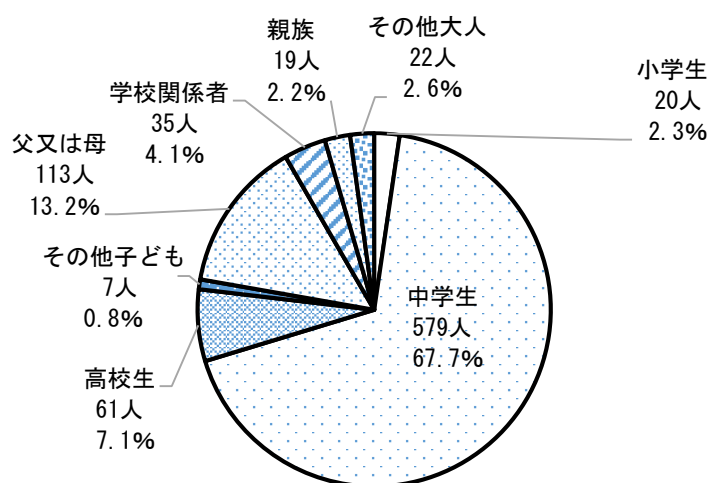


図3 相談者の内訳(延べ人数:856)

☆ 「相談者の内訳」の年度比較はP61参照

※3 相談者
相談をしてきた人のことをいいます。

(3) 相談対象者の内訳(図4)

相談対象者(※4)の延べ人数は、中学生(606人 70.7%)が最も多く、次いで小学生(88人 10.3%)、父又は母(75人 8.8%)となっています(図4)。

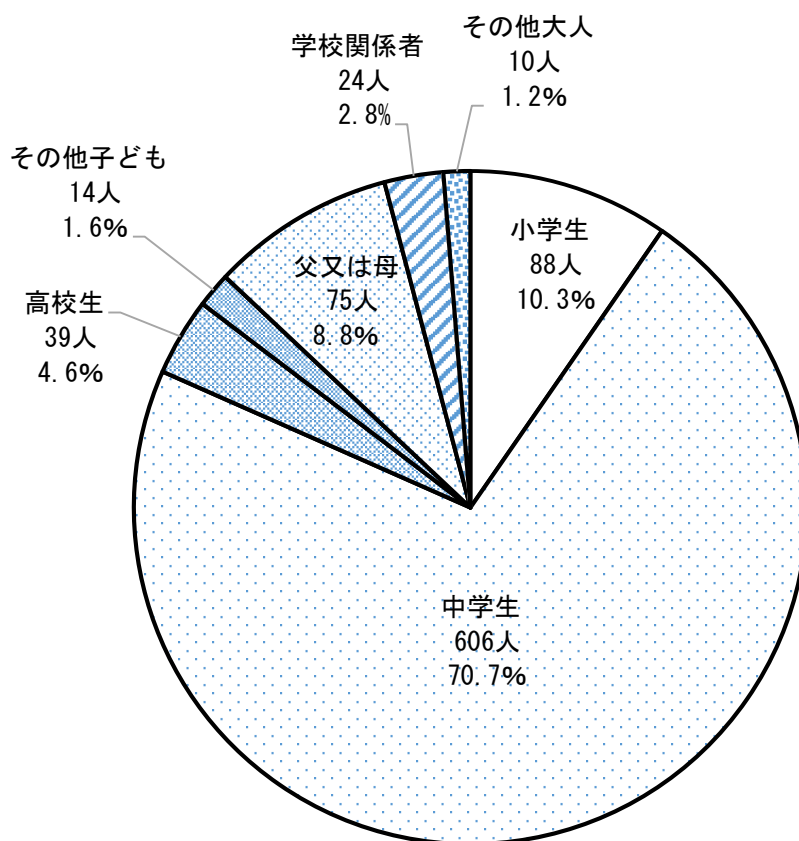


図4 相談対象者の内訳(延べ人数:856)

☆ 「相談対象者の内訳」の年度比較はP61 参照

※4 相談対象者

誰についての相談かということです。

例えば、母親から小学生に関する相談があった場合には、「相談者」は母親になり、「相談対象者」は小学生となります。

(4) 相談の方法(図5、6、表1)

初回の相談で最も多かった相談方法は、電話(68件 64.2%)でした(図5)。

延べ件数で見ると、メールによる相談(582件 68.0%)が最も多く、次いで電話による相談(201件 23.5%)となっています(図6)。

なお、相談方法は、相談継続の中で解決の最良の方法を模索しながら変わることがあります。

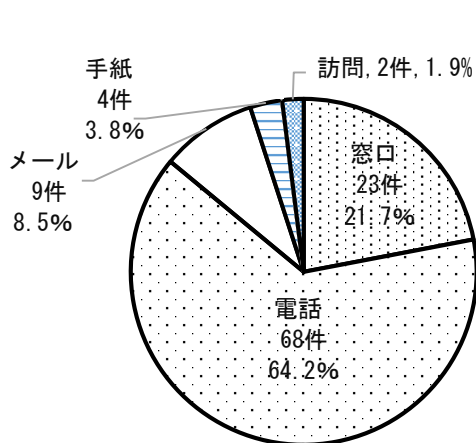


図5 初回相談の内訳(件数:106)

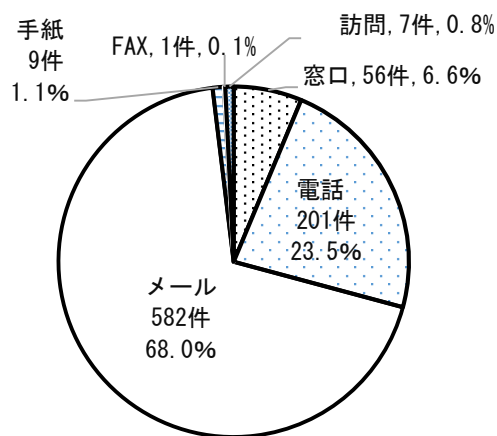


図6 延べ件数の内訳(件数:856)

☆ 「相談方法別件数」の年度比較はP61 参照

相談者と相談方法の関連では、子どもからの相談はメールによる相談(577件 67.4%)が、大人からの相談は電話による相談(153件 17.9%)が最も多くなっています(表1)。

表1 相談者・相談方法別件数

相談者 相談方法	子ども				大人					合計 件 (%)
	小学生	中学生	高校生	学年 不詳	父親	母親	親族 (祖父母等)	学校 関係者	その他	
窓口相談	9	15	4	0	1	21	4	0	2	56件 (6.6%)
	28件(3.3%)				28件(3.3%)					
電話	6	10	28	4	1	89	15	28	20	201件 (23.5%)
	48件(5.6%)				153件(17.9%)					
FAX	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1件 (0.1%)
	0件(0.0%)				1件(0.1%)					
メール	0	547	28	2	0	0	0	5	0	582件 (68.0%)
	577件(67.4%)				5件(0.6%)					
手紙	4	4	0	1	0	0	0	0	0	9件 (1.1%)
	9件(1.1%)				0件(0.0%)					
調査相談専門員 の訪問	1	3	1	0	1	0	0	1	0	7件 (0.8%)
	5件(0.6%)				2件(0.2%)					
合計	20	579	61	7	3	110	19	35	22	856件
	2.3%	67.6%	7.1%	0.8%	0.4%	12.9%	2.2%	4.1%	2.6%	
	667件(77.9%)				189件(22.1%)					

(5) 相談受付の時間帯と所要時間(図7、8)

相談が最も多い時間帯は、子どもも大人も16時から18時まで(子ども:230件 35.0%、大人:57件 30.2%)となっています(図7)。

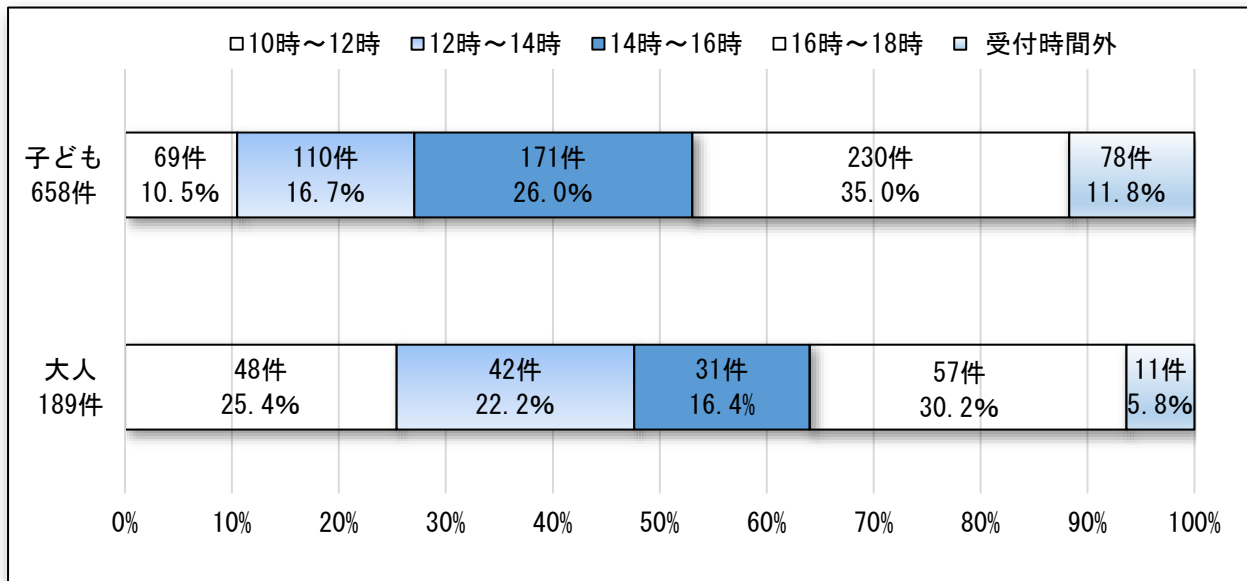


図7 相談受付の時間帯の比較(手紙相談を除く延べ件数:847)

相談の所要時間について、電話相談と窓口相談に分けて比較してみると、電話相談では、30分未満(子ども:39件 81.3%、大人:118件 77.1%)が最も多く、窓口・訪問相談では、1時間以上2時間未満(子ども:17件 51.5%、大人:14件 46.7%)が最も多くなっており、前年度も同様の傾向がありました(図8)。

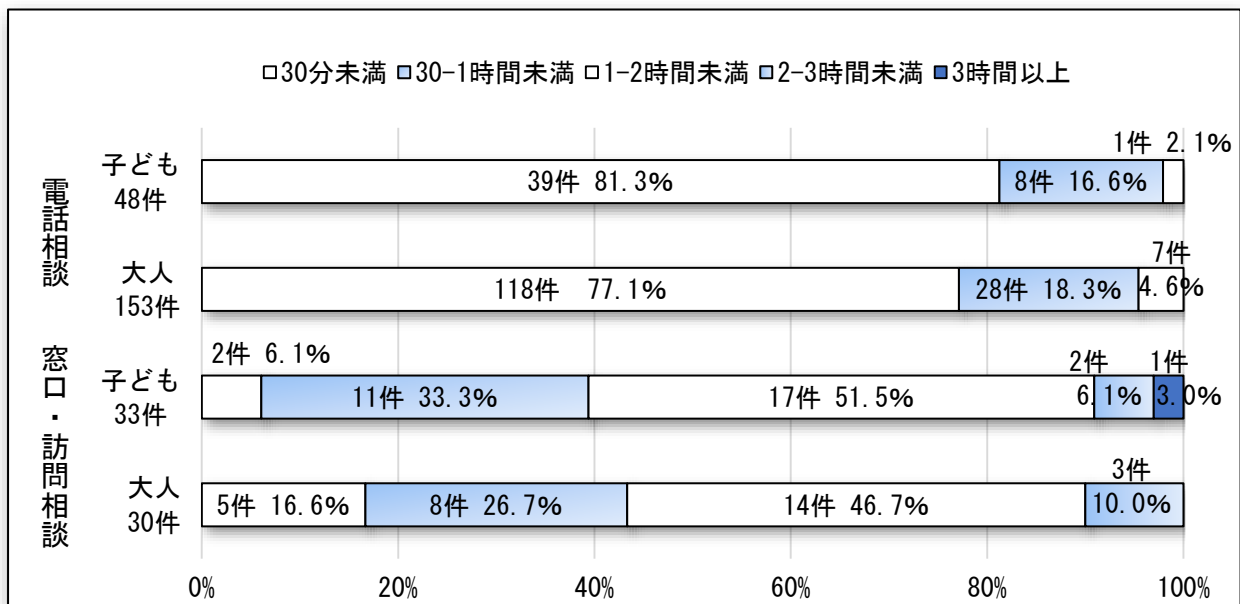


図8 相談受付の所要時間の比較(FAX、メール、手紙相談を除く延べ件数:264)

☆ 「相談受付の時間帯」、「相談受付の所要時間」の年度比較はP62参照

(6) 相談の内容※5(表2)

① 小学生からはさまざまな相談が寄せられました。

相談内容は、「心身の悩み」、「いじめ」、「交友関係」、「教職員等の指導」でした。今年度の小学生の相談は、“気持ちを聴いて欲しい”という子ども自身の積極的な意思があって、保護者に付き添われての窓口相談や手紙での相談が特徴的でした。

じっくりと時間をかけて子どもの気持ちや考えを聴くことで、解決に向けて自分なりの意見をはっきりと話せることが多くありました。

② 中学生は「不登校」、「進路問題」の相談が多くなっています。

中学生の相談内容は、「不登校」や「進路問題」、「心身の悩み」、「家族関係」、「いじめ」、「交友関係」と多様なものでした。

寄せられた相談の中には、在籍校や関係機関との連携や子どもへの長期間のかかわりが必要な場合があります。

延べ件数(856件)のおよそ7割が中学生からの相談で、相談方法としてはメールが圧倒的に多いという特徴がありました。

メール相談では、子どもからの質問への答えや問題の核心を突くようなメールを最初から送るのではなく、その子どもを理解するための応答を繰り返しながら、やりとりを継続するようにしています。センターと相談者に信頼関係ができるようになると、次第に苦しい胸の内が語られ、抱えている問題に向き合いながら、解決に向けた自分なりの考えや方法を出せるようになっていっています。

③ 高校生は「家族関係」の相談が多くなっています。

高校生の相談内容で多かったのは「家族関係」で、次いで「心身の悩み」、「交友関係」などとなっています。

最初にメール相談から始まったものでも、内容の複雑さに応じて、電話や窓口というように、より子どもの気持ちに寄り添える相談方法で、安心できるようになるまで継続しました。できるだけ子ども自らが自己の問題の解決に当たることができるよう、子ども自身がエンパワーメントされるような支援を意識して相談活動を行っておりますので、子どもの権利擁護委員が専門的な立場からアドバイスをしたり関係機関と連携して支援を行うこともありました。

④ 大人の相談は母親からの相談が多くなっています。

大人の相談者は母親が最も多く、「子育ての悩み」、「不登校」、「教職員等の指導」などについての相談が多く寄せられました。次に相談が多かったのは、学校関係者でした。

相談の背景には、子どもの発達の課題、家庭生活上の問題(離婚等)が見受けられました。「解決するためにさまざまな方法を試してみたが問題が改善されない」という葛藤から相談に至ったケースが多く、そのようなケースでは子どもと同様に、まずは、話を聴くことを第一にしています。相談者は、話しながら問題を整理していくということも多く、相談者自身が対応策や解決案に気づいていくことで、子どもへのかかわりも変化していきました。

※5 相談の内容

相談者の主たる訴えをさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主たる訴えの内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主たる訴え(主訴)を一つに絞りました。

表2 相談内容の内訳(実件数:106件/延べ件数:856件)

相談者 相談内容		子ども					大人						合計 (件)
		小学生	中学生	高校生	その他	計	父親	母親	(祖父母等) 親族	学校関係者	その他	計	
交友関係	実件数	1	1	1	0	3	0	3	0	0	0	3	6
	延べ件数	1	3	11	0	15	0	7	0	0	0	7	22
不登校	実件数	0	1	0	0	1	1	6	0	2	1	10	11
	延べ件数	0	299	0	0	299	3	15	0	13	4	35	334
いじめ	実件数	1	3	0	0	4	0	5	3	0	0	8	12
	延べ件数	4	6	0	0	10	0	9	3	0	0	12	22
教職員等の指導	実件数	1	2	0	0	3	0	8	0	0	0	8	11
	延べ件数	1	3	0	0	4	0	16	0	0	0	16	20
学校等の対応	実件数	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	4	4
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	2	0	21	1	24	24
家族関係	実件数	0	3	2	0	5	0	2	2	0	1	5	10
	延べ件数	0	40	28	0	68	0	2	3	0	3	8	76
子育ての悩み	実件数	0	0	0	0	0	0	13	3	0	0	16	16
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	51	10	0	0	61	61
心身の悩み	実件数	4	2	2	1	9	0	0	0	0	0	0	9
	延べ件数	14	71	16	1	102	0	0	0	0	0	0	102
家庭内虐待	実件数	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	2	3
	延べ件数	0	0	3	0	3	0	0	1	0	1	2	5
進路問題	実件数	0	1	2	1	4	0	1	0	0	0	1	5
	延べ件数	0	152	3	2	157	0	6	0	0	0	6	163
金銭問題	実件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政機関の対応	実件数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	2
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	3	3
その他	実件数	0	3	0	1	4	0	0	1	1	9	11	15
	延べ件数	0	5	0	1	6	0	0	2	1	12	15	21
不明	実件数	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2
	延べ件数	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3
合計(件)	実件数	7	16	8	5	36	1	41	10	4	14	70	106
	延べ件数	20	579	61	7	667	3	110	19	35	22	189	856

☆ 「相談内容の内訳」の年度比較はP63参照

(7) 事例紹介

主訴	相談内容
いじめ	<p>中学生Aさんから窓口相談の予約電話が入り、同日に保護者とともに来所しました。主訴は「クラスの特定の人(○さん、□くん)から嫌がらせを受けている」というものでした。</p> <p>最初に、Aさんと面談を行い、起きていることの具体的な内容とそのことに対するAさんの気持ちを丁寧に聴き取りました。</p> <p>Aさんからは、①自分から今の担任に話すのは気が進まない。小学校のときにも同じようなことがあって担任に話したが、私の言うことはぜんぜん信じてくれなくて、あなたにも問題があるということをいつも言われて学校に行くのが辛かった。②それより、ここ(子どもの権利相談センター)でたくさん話を聞いてもらって、気持ちが軽くなればいい。③いつか○さんと□くん「やめて!」ともう少し強く言えるようになりたい。という気持ちが語られました。</p> <p>③については、いろいろな場面のロールプレイングをしました。</p> <p>また、保護者からは「担任に話すのが最善策だと思っている」ということが語られたので、子どもの気持ちを尊重しながらやりとりを重ねた結果、Aさんは保護者が担任と話し合うことに同意しました。</p> <p>保護者が担任に事情を伝えたところ、早速に関係の生徒たちを指導してくれ、○さんと□くんからはAさんへの謝罪がありました。</p> <p>その後も経過を観察し、必要な支援の有無等を判断するため、定期的な相談を続けました。</p> <p>保護者から「Aにとっては、あの日学校を休んででも相談に行ったことが、良いきっかけになった。いまでも小さいざこざはあるものの、前よりも自分なりに切り替えができるようになってきており、比較的うまく回っている。」という報告があり、保護者と学校の迅速で適切な対応が功を奏しました。</p>
教職員等の指導上の問題	<p>中学生の保護者Bさんから「3ヶ月以上に渡ってある生活調査が行われ、守れなかった人の氏名が公表されている。発案は生徒たちかもしれないが、自治活動を尊重しつつも、先生方にはそういう行為の是非や子どもたちの心を傷つける行為(人権侵害)について共通理解を図り、教育活動全般において配慮し、生徒たちにも助言や指導をして欲しい。</p> <p>また、このことについては、先生方には異動があるので市教育委員会を通じて教職員全員に趣旨が伝わるように機会あるごとに働きかけて欲しい。」という電話相談がありました。</p> <p>子どもの権利擁護委員は、学校を緊張させたり、構えさせたり、対立する存在ではなく、子どもを軸に協力できる関係者でありたいと思っています。</p> <p>ただ、寄せられたご相談の存否確認は必要でしたので当該校を訪問しました。学校長はすぐに事実の確認を行い、改善に向けて対応してくださいました。市教育委員会には関係者会議において報告させていただき保護者の方も実感できるような善処をお願いしました。</p>

主訴	相談内容
心身の悩み	<p>中学生のCさんから「皆から嫌われていて、苦しい。誰も話を聞いてくれない。何もかもが嫌になった。」という電話相談がありました。</p> <p>最初は“死にたい！苦しい！”の連発で、泣きじゃくり、会話になりませんでした。が、じっくり話を聴いていくと、友人関係もさることながらお母さんとの関係がCさんの心身を不安定にさせていることがうかがえました。</p> <p>しかし、お母さんとセンターが連絡を取り合うことをCさんは希望しませんでしたので、Cさんと何回もやりとりを重ねました。Cさんの気持ちを受容しながら、さまざまな提案を行い、葛藤と選択の体験をしてもらう中で、次第に前向きな思考が芽生え、言動にも変化が出てきました。</p> <p>学校では応援してくれる先生もおられて、学習にも積極的に向かえるようになり、友達やお母さんと本音で向き合えるようにもなりました。</p> <p>1年の間に将来の夢を語り、進路を決め、不安に負けずに受験に臨むことができました。</p>
心身の悩み	<p>高校生（Dさん）から「容姿と対人関係」についての来窓相談がありました。</p> <p>言葉に詰まる場面が多く見られたため「今後も何度か面談を重ねながら、話す練習をしてみないか。」と提案し、同意が得られました。</p> <p>週1回程度の面談を重ね傾聴したところ、美容に関するさまざまな疑問についてインターネットで調べても、どの情報が正しいのかわからないため困っていることが分かってきました。</p> <p>そこで、調査相談専門員は解決に向けた処方箋を示すのではなく、自分で考えて判断し行動するという、相談者の問題を解決する力を高めるために、複数の選択肢を提案し、本人の意思を確認しながら対話を進めていきました。相談者は「一緒に売り場に出掛けて欲しい」、「正しい知識を持ったお店の人に疑問に思っていることを自分が直接聞きたい」ということを話すことができました。</p> <p>調査相談専門員のサポートを受けて、1人では行くことができなかった場所にも行くことができるようになり、気持ちを話せるようにもなりました。達成感が得られ、対人関係面の自信にもつながったと思われました。</p>
家族関係	<p>中学生（Eさん）から、両親の離婚に係るさまざまな心配事についてメール相談がありました。家族関係のトラブルから学業生活や心身にも影響が見られていました。</p> <p>メールでのやりとりを続けているうちに「親権や面会交流について、自分なりにインターネットで調べてみたけど、どの情報が正しいのかわからない。」という不安が語られました。</p> <p>そこで、Eさんが疑問や不安に思っていることに専門的な立場からお答えする面談を提案し、擁護委員に直接聞く機会を設けました。その後、「対応策が見つかり不安が解消された。学校には休まず通っている。」と報告がありました。</p>

☆ 事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

2 調整活動



(1) 調整活動とは — 子どもの安心の回復のために —

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係が歪んでいたりと、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子ども・大人や関係機関等に対して、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が連携して働きかけるものです。

調整活動では、まず問題を取り巻く一人一人の語ることばを丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのか、正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちをひとつひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けて行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」「救済の申立てを受けて」「救済の申立てがなくても救済と権利の回復のために必要があると認めるときに」、子どもの権利擁護委員の判断で行うこととしています（条例第18条第1項第1号、第2号、第3号）。

(2) 平成28年度の調整状況

平成28年度は、8案件について延べ47回実施しました（表3）。

表3 相談項目別の調整先と回数

相談項目 \ 調整先	小学校	中学校	高等学校	市教委 委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計(回)
教職員等の指導 (2案件)	4	2	0	0	0	1	7
学校等の対応 (2案件)	0	14	0	1	0	0	15
子育ての悩み (2案件)	3	0	0	1	11	0	15
家庭内虐待 (1案件)	0	0	0	0	2	0	2
進路問題 (1案件)	0	0	0	0	8	0	8
合 計	7	16	0	2	21	1	47

☆ 「調整活動」の年度比較はP64参照

(3) 調整活動の様子 — 事例紹介

— 進路問題 —

【保護者からの電話】

保護者から「子どもが長期間学校を休んでいる。子どもは高校進学を希望しているが、どうすればいいのかわからない。」と、面談予約の電話がありました。

【子ども（中学生）、保護者との面談を実施】

保護者は室内に入るなり溢れる胸の内を語り始めましたので、「子どもの問題の解決には、子どもの気持ちをしっかりと聴くことが基本となるため子どもとの面談を先に実施したい。」とお伝えし、了解をいただきました。

子どもと保護者を個別に面談し、子どもに起きていることの具体的な事実や子ども自身の気持ちを丁寧に聴き取りました。子どもは「交友関係でとても深く傷ついたので、同年代の子どもがいる学校には行きたくない。しかし、高校進学か就職かなど進路を考えるとどうしたらいいのかわからない。」と話してくれました。

保護者は、学校の子どもへの対応に不信感を募らせ、学校に対して拒否的・批判的になっていました。

【調整活動の実施と結果】

子どもの権利擁護委員は、状況を確認するためには学校に出向く必要があると判断し、子どもと保護者の同意を得て学校訪問を行いました。

学校は、子どものことをとても心配していましたが「保護者の強い不信感から、話し合いを持ってない状況にあり、生徒に会うことができない。」と語り、「“教育を受ける権利”の観点から生徒の登校に向けて協力してやっていけないものだろうか。」と提案がありました。

そこで、子どもの権利擁護委員は、行き違い、もつれている糸を解きほぐす役割を担い、生徒、保護者、学校がそれぞれに抱えている気持ちや考えていることを伝えるために、定期的に対話、提案等を行いました。

調査相談専門員は、子どもと100回以上に及ぶ電話やメールによる相談を行いました。最初のうちは「同年代の子が怖い。」と外出を拒んでいましたが、次第に、自宅近くの公共施設での面談ができるようになり、訪問相談を継続しました。

面談のために子どもの権利相談センターにひとりで来ることができるようになると、子ども自身の力の高まりが感じられるようになり、「進学に向けて学習したい。」という気持ちが語られるようになりました。しかし、登校することには拒否的でしたので、公的機関の適応指導教室見学を提案し、調査相談専門員が同行しました。

学校の協力もあり、子どもは適応指導教室へ通うようになりました。さまざまな活動や行事に積極的に参加できるようになり、“自分らしさ”を取り戻し、安心して勉学にも励みました。“安心”を取り戻した子どもは、時折は学校にも登校できるようになりました。子どもの好転は、保護者の学校信頼にもつながっていきました。

希望の進学先への合格を伝えに来た子どもは、新しい生活に心躍らせ、素敵な笑顔をみせてくれました。

☆ 事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

3 調査活動

(1) 調査活動とは

子どもの権利擁護委員は、子どもまたはその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います（「申立案件」（条例第18条第1項第2号））。

子どもまたはその関係者から救済の申立てがなくても、子どもの権利擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときに、事実の調査を行います（「自己発意案件」（条例第18号第1項第3号））。

事実の調査は、条例に定められた方法（条例第18条第2項）により行います。

あくまでも、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関（※6）に対する勧告や、市の機関以外のもの（※7）に対する要請を行います（条例第18条第1項第4号）。

(2) 平成28年度の調査状況

① 申立案件

平成28年度は、救済の申立て案件はありませんでした。

② 自己発意案件

平成28年度は、前年度から調査活動を継続していた「平成27年度発意第1号」について、終結としました（表4）。

表4 自己発意案件の対処結果等一覧（H28.4.1～H29.3.31）

No.	案件番号	調査開始等	[相談主訴] 対応状況	調査回数
1	平成27年度 発意第1号	平成28年2月	[教職員等の指導上の問題（体罰）] 平成28年2月 調査実施 平成28年4月 調査終了 要請書及び是正措置などについて報告を求める通知書を提出 平成28年6月 当該学校の報告を受理 平成28年6月 終結	7

☆ 「申立てによる調査活動の状況」「自己発意による調査活動の状況」はP64参照

※6 市の機関

市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。

IV 運営会議

1 運営会議

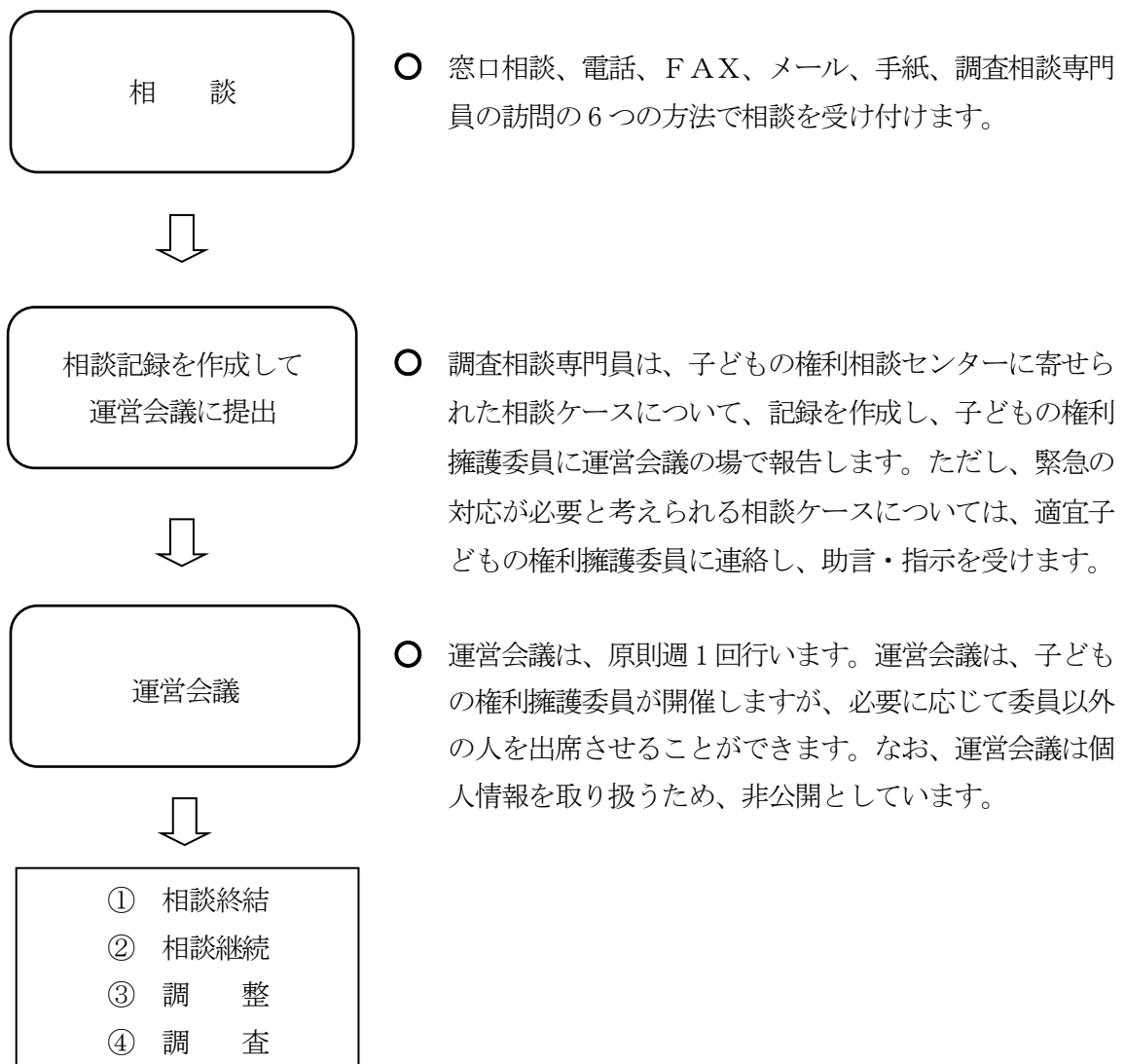
IV 運営会議

1 運営会議

子どもの権利擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

また、調査相談専門員が受けた相談及びその対応状況についての詳細な報告を受けて、スーパーバイザー(監督者)として、専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

(1) 運営会議までの主な流れ



(2) 運営会議の開催状況

平成28年度は、49回開催しました(表5)。

表5 平成28年度運営会議開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
5	3	5	4	3	4	4	5	4	4	4	4	49

V 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動
- 2 制度・活動に関する研修、会議

V 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動

広報・啓発活動は、子どもへの人権侵害を未然に防止する観点から、相談や調整、調査の活動とともに重要なもので、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに子ども自身がSOSを発することができる場として子どもの権利相談センターがあることを知らせることで。第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

青森市子どもの権利条例では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています（条例第10条）。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うのはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

(1) 子どもへの広報・啓発活動

① リーフレットや携帯カード、チラシ等の配付

平成28年度に配付したリーフレット等の状況は、表6のとおりです。

表6 リーフレットや携帯カード、チラシ等の配付状況

配付時期	配付物	配付先(対象者)
H28.4月	(A) 「子どもの権利条例」リーフレット (B) 「子どもの権利相談センター」リーフレット	・小学校(1年生、5年生) ・高等学校(1年生) ・特別支援学校(小・中・高等部1年生)
	(C) 「子どもの権利相談センター」携帯カード	・小学校(1年生) ・特別支援学校(小・中・高等部1年生)
H28.5月	(D) 「子どもの権利相談センター」チラシ	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
	(E) 平成27年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設 ・児童生徒が利用する公共施設等
H28.12月	(F) 「子どもの権利相談センター」チラシ	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
H29.1月	(F) パネル掲示用ポスター ※(F)表面の拡大版	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等
H29.3月	(G) 「子どもの権利相談センター」携帯カード	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)

☆ 次ページ以降に(A)～(G)の写しを掲載しています。

(A) 「子どもの権利条例」リーフレット

あなたに知ってほしい！！
子どもの権利のこと



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。
青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいというおがいをこめて、「青森市子どもの権利条例」という市のきまりをつくりました。

①安心して生きる権利

ごまっているときや不安に思っているときは、相談することができるよ。

どんな理由があっても差別されないんだ。

命がいちばん大切。平和で安全に過ごすことができるよ。

心や体を傷つけられることはあってはならないこと。みんな守ってもらえるよ。

ぼくたちはみんな、愛されながら大きく育つことができるんだ。



②自分らしく生きる権利

自分がきめた夢や目標にむかってチャレンジしよう。

一人一人が大切な存在なんだ。人とちがっていることは、ほずかしいことじゃないよ。

自分が思ったことや感じたことは、自由に表現していいんだ。

安心してすごすことができる時間や場所をもつことができるんだ。

自分にとって必要なことをおしえてもらうことができるよ。



③豊かで健やかに育つ権利

子どもは、遊んだり、学んだりしながら育つことができるよ。

青森市の伝統や文化にふれることも大切だよ。

青森市の豊かな自然も、私たちがたくましく育ててくれるよ。

芸術やスポーツにふれることも、心を豊かにするためには大切だね。

まちがったり失敗したりすることをこわがらないで、どんどんチャレンジしてみよう。

④意見を表明し参加する権利

自分の思いや考えを言ってもいいんだよ。

ぼくたちの意見は、大切にしてもらえよ。

相手の思いや考えも大切にしくちやいけないね。

仲間であつまって、自分たちで活動することができるよ。でも、相手のめいわくなるようなことは、してはいけないんだ。



(B) 「子どもの権利相談センター」リーフレット 表面/裏面

学校や家族、友だちのことなどでこまっているときは・・・

「子どもの権利相談センター」

に相談してください!!

「子どもの権利相談センター」ってなんですか？

子どものことにくわしい、「子どもの権利ようご委員」(弁護士、大学の先生、臨床心理士)と「調査相談専門員」が、さまざまなことでこまっている子どもの話を聞いて、どうしたらいいか、一緒に考える場所です。

何をしてくれますか？

子どもの話をじっくり聞きます。その子にとって今もっとも良いことは何かを一緒に考え、必要なときは、いろいろな人と話し合っ、みなさんと一緒に問題の解決に取り組みます。

みんなにひみつで相談できますか？

もちろんできます。みなさんのひみつは、守ります!!
こまったときは、一人でなやまなくて、どんなことでも相談してください。

相談方法は・・・

①窓口相談 子どもの権利相談センターで相談(地図はうらにあります)

②電話 0120-370-642 (電話料金はかかりません)

③ファックス 017-763-5678

④メール ac-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

⑤手紙 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階
子どもの権利相談センター

⑥相談員の訪問 相談者が希望する時間、場所で相談
(土・日、祝日をのぞきます)

受付時間 原則、月曜日～金曜日の午前10時～午後6時
(祝日、年末年始を除きます)



「子どもの権利ようご委員」からのメッセージ



気持ちが晴れすイライラしたとき、嫌なことがあったとき、困ったとき、遠慮しないで話してみませんか。
どんなことでもかまいません。ここには、あなたの話を心から待っている人たちがいます。



腹を、せせいばいに大きな声で笑ったことがありますか？あなたにも、そして周りの人たち「みんな」に、安心して、自分らしく、完全に、そして、意見を発言することのできる「権利」があります。その権利が大切にされていないなあと思うことがあったら、相談してくださいね。一緒に考えたり行動したりしていきましょう。



いじめ、体罰、攻撃力などの辛い理不尽な体験をしていませんか？そのような行を冤たり聞いたりして苦しんでいませんか？「SOS」や「情報発信」は効果ある行動です。
『子どもの権利擁護委員』は、それぞれの専門性を生かして、3人で連携・協力しながら問題解決に当たります。

「子どもの権利相談センター」はこちらです!




青森市健康福祉部子どもしあわせ課(子ども未来ゲーム)
〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2階
TEL/FAX: 017-763-5678 青森市ホームページ <http://www.city.aomori.aomori.jp/>

(C) 「子どもの権利相談センター」携帯カード 表面/裏面

受付時間 原則、月曜日～金曜日の午前10時～午後6時
(祝日、年末年始を除きます)

開設場所




学校や家族、友だちのことなどでこまっているときは・・・

「子どもの権利相談センター」

に相談してください!!

相談方法

①窓口相談 子どもの権利相談センターで相談


②電話 0120-370-642 (電話料金はかかりません)

③ファックス 017-763-5678

④メール ac-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

⑤手紙 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階
子どもの権利相談センター

⑥相談員の訪問 相談者が希望する時間、場所で相談



(D) 「子供の権利相談センター」チラシ 表面/裏面

★学校や家族、友だちのことなどで困っているときは…

「子どもの権利 相談センター」 に相談してください!!

受付時間

原則
月曜日～金曜日
午前10時～午後6時
(祝日、年末年始を除く)

相談方法

- ①子どもの権利相談センターに来て相談する
みんせき ますぶ
- ②電話する 0120-370-642 (フリーダイヤル)
- ③ファックスする 017-763-5678
- ④メールする
ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤手紙を送る 〒030-0822
青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階
子どもの権利相談センター
- ⑥相談者が希望する時間、場所で相談する

開設場所



皆さんの携帯にも登録してください↓



子どもの権利相談センターって?

青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめて、「青森市子どもの権利条例」という、市のきまりをつくりました。

このきまりに基づいて作られたのが、「子どもの権利相談センター」です。ここでは、「いやだな…」「こまったな…」「どうしたらいいのかな…」などと悩んでいる子どもの声を受け止め、みなさんが元気になるようにお手伝いをしています。

相談を受けてからの流れ

相談する

→

一緒に考える
あなたの気持ちをきいて、どうしたらいいか一緒に考えます。

↓

調べる・協力してもらおう
あなたの気持ちや考えを相手に伝えたり、関係する大人に協力をお願いしたりします。

→

安心する
解決する

秘密は守ります!!

こんな相談がきています

学校に行くこととおなかが悪くなる…
(小学生)

コミュニケーションが苦手です…
(高校生)

クラスの人から嫌なことをされ、学校に行けなくなりました…
(高校生)

休みのことで悩んでいます…
(中学生)

クラスの人に悪口を言われた…
(小学生)

青森市健康福祉部子どもあわせ隊(子ども未来チーム)
〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階
TEL/FAX:017-763-5678

E) 平成27年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書 表紙

平成27年度
青森市子どもの権利相談センター
活動報告書



青森市子どもの権利擁護委員

(F) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表面/裏面

学校や家族、友だちのことなどで困っているときは 相談してください！

子どもの権利相談センター

相談方法

- ①子どもの権利相談センターへ来て相談する
- ②電話する（フリーダイヤル0120-370-842）
- ③ファックスする（017-763-5678）
- ④メールする（ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp）
- ⑤手紙を送る

〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階 子どもの権利相談センター

受付時間

原則：月曜日～金曜日 午前10時～午後6時
（祝日、年末年始を除く）

開設場所




皆さんの携帯にも
登録してください！



このデザインは
平成28年度青森市子ども会議委員が
作成しました。

気持ちを伝えて みませんか？

相談するとどうなるの？

スタート
①あったこと、心配なこと、
嫌だと思ったことを話してみよう。

相談する
あなたの気持ちや意見を
聴いて、一番よい方法を
一緒に考えます。

解決する
「こうしてみようかな〜」
「安心した！」
「もう大丈夫！」

調整する
あなたの気持ちや考えを
相手に伝えたり解決に向けて
関係する人や機関に話を
聞いたり、協力をおねがいする
こともできます。

救済の申立て
みんなが安心して、自分らしく
毎日の生活を送ることができ
るようにお手伝いします。

子どもの権利相談センターって？

青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめて『**青森市子どもの権利条例**』という、市のきまりをつくりました。このきまりに基づいて作られたのが、『**子どもの権利相談センター**』です。ここでは、「いやだな…」「こまったな…」「どうしたらいいのかな…」など、悩んでいる子どもの声を受け止めてみなさんが元気になるようにお手伝いをしています。

編集・発行：青森市健康福祉部子どもしあわせ課（子ども事業チーム）
〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階
TEL/FAX:017-763-5678

(G) 「子どもの権利相談センター」携帯カード 表面/裏面

心配なこと、悩んでいることなど… 話してみませんか？

子どもの権利相談センター

相談方法

でんわ 0120-370-642（電話料金はかかりません）
メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
ファックス 017-763-5678

※その他、手紙、窓口相談、相談員の訪問による相談もできます。
原則、月～金 10:00～18:00（祝日、年末年始はお休み）

★子どもの権利相談センターの開設時間外は・・・？
「**よりよいホットライン**」 でんわ 0120-279-338（毎日24時間相談できます。）

学校生活などのことで悩んでいるときは…？

★児童・生徒の教育上の悩みなどは・・・？

「フレンドリーダイヤル743-3600」
でんわ 017-743-3600
毎日 9:00～24:00
メール friendly_dial@city.aomori.aomori.jp
来 至 月・水・金 9:00～16:30 火・木 9:00～21:00

「24時間子供SOSダイヤル」（いじめ、虐待、学校、家庭等に関する悩みなど）
でんわ 0120-0-78310 又は 017-734-9188 ※毎日24時間相談できます。

★虐待を受けているなどの悩みは・・・？
「**子ども虐待ホットライン**」 でんわ 0120-71-6552 ※毎日24時間相談できます。

★死にたいくらいつらいときは・・・？
「**こころの相談窓口**」
でんわ 017-765-5285 月～金 8:30～17:00 ※祝日、年末年始はお休みです。

② 「青森市子どもの権利の日」イベントに参加

子どもの権利条例では、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うこと（条例第10条第2項）としております。子ども会議委員（※8）が自ら企画立案して「青森市子どもの権利の日」イベント『FOR CHILDREN～小さなことから始めよう～』をアウガ（AV多機能ホール）で開催しました。

子どもの権利擁護委員は、イベント企画の一つである「子どもの権利に関する劇と意見交換」にコンダクターとして加わり、参加した子どもたちと来場者の思いをつなぐ役割を担いました。

具体的には、子ども会議委員が家庭や学校で普段思っていることを劇で表現し、その後、子どもの権利擁護委員が来場者から子どもの権利に関する意見や、劇についての感想を聞きながら、子どもの権利について一緒に考えました。

また、イベント会場内において、調査相談専門員が子どもの権利相談センターのPRブースを設置し、相談方法や相談対応の流れについてのパネル展示と広報活動を行いました。



子どもの権利の日の様子

※8 子ども会議委員

青森市では、まちづくりなどに子どもが意見を表明し参加することができるように「青森市子ども会議」を設置しています。子ども会議委員は、この会議に参加し活動する子どものことをいいます。

(2) 大人への広報・啓発活動

① 一般の大人へ向けた広報・啓発活動

市ホームページや広報紙「広報あおもり」等を活用したPRを行いました(表7)。

表7 一般の大人へ向けた活動の一覧

実施時期	摘 要
H28. 5 月	○ 市庁舎に子どもの権利相談センターだよりを掲示(P.44)
H28. 7 月	○ 子どもの権利相談センターに子どもの権利擁護委員のコラムを掲載
H28.10 月	○ 市庁舎に子どもの権利相談センターだよりを掲示(P.45)
H28.11 月	○ 市庁舎1階市民サロンにおいて子どもの権利相談センターをPR ○ 子どもの権利相談センターHPに子どもの権利擁護委員のコラムを掲載
通年(月1回程度)	○ 広報紙「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載



本庁舎市民サロンにブース設置 (11月展示)

② 教職員等への啓発

子どもの権利擁護委員は、青森市子どもの権利条例の理解と周知を図り、教育関係機関と連携して推進していくため、6月に中学校長会長に挨拶、8月に市教育長を訪問しました。

また、平成29年3月に、携帯カード(P41、(G))の配付について小・中学校長会で説明を行いました。

青森市子どもの権利相談センターだより

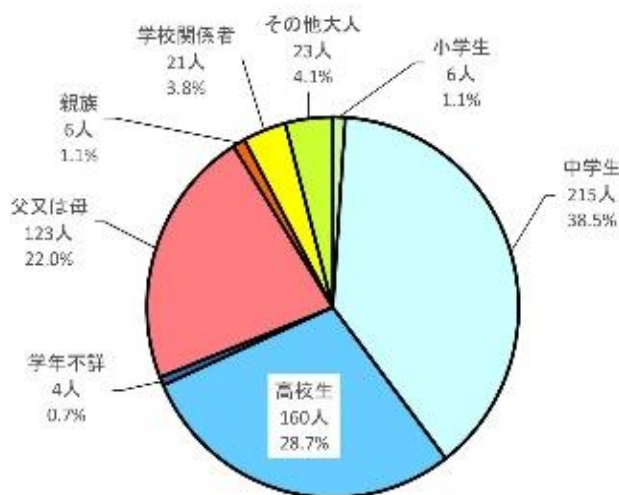
平成二十八年五月
青森市子どもの権利
相談センター発行

相談数は子どもが大人の約二倍

相談の延べ人数は、前年度に比べ、子どもがかなり多くなっています。

相談してきた子どものうち、中学生が最も多く、次いで高校生となっています。

相談してきた大人のうち、父又は母が最も多く、次いで学校関係者となっています。



相談内容の特徴

～中学生は「いじめ」、高校生は「交友関係」、大人は「教職員等の指導」～

中学生

相談内容が多かったのは「いじめ」や「心身の悩み」でした。寄せられた相談の中には、在籍校との連携や子どもへの長期間の関わりが必要な場合がありました。メール相談が多く寄せられたのも大きな特徴の一つでした。

高校生

相談内容が多かったのは「交友関係」で、友人とのトラブルや交際相手との関係についてなどの相談が寄せられました。中学生同様、メール相談が多く中には数十回のやりとりをしたケースもありました。

大人

大人の相談者は母親が最も多く、「いじめ」「教職員等の指導」「子育ての悩み」などについての相談が寄せられました。「解決するためにさまざまな方法を試してみたが改善されない」という葛藤から相談に至ったケースが多く、問題を取り巻く一人一人の話を丁寧に丁寧に聞き関係を整える「調整活動」も行いました。

※ エンパワメント：人が本来持っているすばらしい生きる力を湧き出させること。

出前講座に関するお知らせ

子どもの権利相談センターでは、市民の皆様にも「子どもの権利条例」や「子どもの権利」について適切に学び、理解していただくことを目的に出前講座を行っています。

☆対象 5名様以上で参加いただける団休

☆講師 青森市子どもの権利擁護委員

沼田徹氏(弁護士)

小林央美氏(大学教員)

関谷道夫氏(臨床心理士)

☆料金 無料

☆ご質問や申込・問い合わせ

青森市健康福祉部

子どもしあわせ課 未来チーム

TEL/FAX 017-763-5678

学校、町内会、サークルなどの研修にご利用ください。





このような相談が寄せられています

【高校生Aさんから電話相談】



きょうだいの中で自分だけ離婚したお父さんに引き取られた。お母さんのところで生活したい。

【調査相談専門員の対応】

Aさんは「お父さんに自分の気持ちを言ったことがない。もう何を言っても無駄だと諦めて生きてきた。」と語ったことから、継続しているものを感じ、Aさんが自分の願いや気持ちを話せるように心がけて対応しました。Aさんと電話や面談による相談を続け、2年目が過ぎた時に、「お父さんに自分の気持ちを話せました。もう大丈夫です！」と報告がありました。



【中学生Bさんからメール相談】



ある日突然、学校に行けなくなり、今は部屋から出ることができない。

【調査相談専門員の対応】

悩みの深刻さから面談を提案しましたが「人に会うのが怖いのでメールが楽です。朝起きられないので約束の時間を守るか心配。自分の自由な時間に気持ちを伝えられるメールがいいです。」と返信がありました。親や先生や友達にも、なかなか自分の本当の気持ちを話すことができないBさんの希望で「もう大丈夫！」と思えるようになるまでメールを続けることにしました。その後、病院受診をしたことやお母さんに気持ちを話せるようになったことを伝えてくれました。



【教員Cさんから来所相談】



高校生Dさんの特性について、教員間で共通理解を図りながら対応して欲しいと保護者から依頼があり、学校としてもできる限りの努力をしているが、親子となかなか折り合えない。

【子どもの権利擁護委員の対応】

C教員の相談を受けた子どもの権利擁護委員は、関係者から話しを聴く必要があると判断し、教員に対するDさんの願い、保護者の学校に対する不信感、Dさんに対する教員の理解と対応をそれぞれ丁寧に聴き取りました。そして、関係者間でお互いの気持ちを伝え合う橋渡しを行いました。現在、Dさんは先牛方に理解してもらえていると感じ、落ち着いて授業が受けられるようになり、保護者の学校への信頼関係も築かれつつあります。



青森市子どもの権利相談センターだより

平成二十八年十月
青森市子どもの権利
相談センター発行

子どもの権利相談センターってどこにあるの？

青森市子どもの権利相談センターは、青森市総合福祉センターの2階にあります。相談は窓口相談のほかにも電話やファックス、メール、手紙などで相談を受けています。






★建物の写真



(3) 出前講座

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の普及を図るため、子どもの権利条例と子どもの権利について学び理解するための機会を提供することを目的に、子どもの権利条例に関する出前講座を実施しました（表8）。

表8 出前講座の一覧

実施時期	講演テーマ	参加者	参加者数
H28.11月	 「子どもの権利条例」の視点を 子育てや教育のヒントにしてみませんか	青森市PTA 連合会 校外委員会	24名
H28.11月	 子どもの権利擁護の根底にあるもの ～子どもが好き！ 人が好き！自分が好き！～	青森市立本郷小学校 家庭教育学級委員会	37名
H29. 3月	 今、なぜ「子どもの権利」なのか	青森市主任児童委員	44名

出前講座講演後の ご意見・ご感想の一部を紹介します！

- とても楽しい講話でした。
- 大変勉強になりました。目からうろこです。
- 子供に対しての接し方。叱ってばかりなので、ほめる、いいところを見つけて、本日の講話を参考にしようと思う。
- 最近子どものことをあまりほめていないなあと実感しました。ほめてのばすことは、とても大切なことだと思っはいますが、なかなかできずにいます。心がけていきたいと感じさせられました。
- コミュニケーションは大事だということがわかりました。
- 子どもにとって今もっとも良い事は何かを第一に考え、親として子どもに何が出来るかを考えたいと思います。
- 心配すると拘束するとは違うと高校生が話した時は、そう思っているのかとドキッとしました。
- 仕事を理由に子どもと話す時間、余裕が無かった事に気づく事ができました。目と目を合わせて話すように努力したいと思います。



☆ 本文は原文のまま掲載しています。

2 制度・活動に関する研修、会議

(1) 参加した研修会とテーマ

- ① 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2016 宝塚

日時：平成28年10月8日（土）、9日（日）

場所：兵庫県宝塚市

内容：【1日目】

- パネルディスカッション：

「子どもの格差・貧困問題と子ども支援・子育て支援

ー子どもにやさしいまちづくりをめざしてー」

- 特別報告：

「子ども施策の現状と課題ー『子ども施策全国自治体調査』の結果から」

【2日目】

- 分科会：

第1分科会/「子どもの相談・救済」

第2分科会/「子どもの虐待防止」

第3分科会/「子どもの居場所」

第4分科会/「子ども参加」

第5分科会/「子ども計画」

第6分科会/「子ども条例」

第7分科会/「学校における子ども支援」

第8分科会/「災害と子ども支援」



オープニング歓迎セレモニーの様子

- ② 青森市ひきこもり相談会

日時：平成28年12月8日（木）

場所：青森市文化観光交流施設 ねぶたの家 ワ・ラッセ

内容：市内在住で、ひきこもりで困っている方及びご家族、支援者などを対象とした相談会。

VI 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「SOSを出すことの難しさ」

－ だからこそ、子どもとともに双方向で －

子どもの権利擁護委員 小林 央美

「逆境を生き延びる！」

－ ストレスマネジメントの視点から －

子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

VI 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

SOSを出すことの難しさ — だからこそ、子どもとともに双方向で —



子どもの権利擁護委員 小林 央美

SOSに気づけるのだろうか？

私は大学の教育学部で養護教諭の養成にかかわっている。「養護教諭」というのは、一般的には「保健室の先生」と呼ばれている。昨今、とても残念なことだがいじめが疑われるというような報道で子どもが自死により命を失うということを耳にする。日頃、大学の授業の中で、「子どもの小さな変化に気づくことのできるような観察力が必要だ。」とか、養護教諭は、「子どもへの心身の不調に寄り添いながら、受容・共感的に話を聴くことのできる立場」にあり、「相談に来ましたというようなあらたまったものではなく、何となく話をしたくなるというさりげない相談の入り口が保健室には必要である。」などと少し偉そうなことを言っている。そんな中、前述のような報道を目にすると、学生からは「子どもの小さな変化に気づいてあげることはできるのだろうか？自分が養護教諭になったとき、子どもの命を守ることができるだろうか？」という不安の声が上がる。

一方通行での理解の限界性

数年前のこと、調査研究のため、優れた実践者と言われる全国の養護教諭の先生にインタビュー調査を行ったことがある。子どもがどう育つのかをしっかりと見据えた保健室経営を実践している養護教諭のお話に、調査研究していることを忘れるほどの感銘を受けた。誠心誠意、子どもの発育発達を促す働きかけを行うその実践は、実に力強いものであった。一昨年のこと、「いじめが疑われるということで子どもの自死に関する報道」があった。その報道の学校名に見覚えがあった。調査研究にご協力頂いた養護教諭の先生の学校であった。報道から半年を過ぎた頃、その養護教諭の先生とお話しする機会があった。どうお言葉を掛けていいのかわからなかったが、思わず「先生、ご自分を責めているのではないですか？」という言葉が口をついて出た。すると、その先生から「いつの自分を責めているのかわからないのです。亡くなったということを聞いたときの、えっ、あの子が・・・なぜ？という疑問が、今でもぐるぐると回っていて消えません。その時に時間が止まったままのような気がするのです」というお言葉が返ってきた。その子どもはどちらかというとおとなしい感じの子であったが、廊下で会うたびに、「おはよう」などの声がけに、いつもにこにこして応えてくれていた。保健室に来ることもあったが、特に授業中に症状を訴えての来室ということではなく、休み時間に何人かの友人と一緒に来室して少しだけおしゃべりをして、チャイムがなるとすっと立って教室に戻るといふ生徒さんだったということだ。「あの子が・・・なぜ？ いつの、どの時のあの子の表情がSOSだっ

たのだろうか？」と思いを巡らすということであった。きっと、「いじめで困っている。」「いじめで苦しんでいる。」というSOSを出すことには、よほどの勇気が必要なのではないかと思わせるものである。

いじめのSOSは難しいのか？

前述のようなことを逡巡と考えている中で、趣旨を説明の上、大学3年生にアンケート調査に答えてもらった。結果、「自分自身は困った時に誰かに相談するなどSOSを出す方だ」とする者は約65%で、35%は相談しにくいと感じているようだった。相談内容別にSOSの出しやすさを問うてみると、比較的相談しやすいのは、「健康のこと、進路のこと」であった。逆に相談しにくい内容は、「容姿のこと、家族のこと、コミュニケーションが取りにくいと感じていること」であった。最も相談しにくいこととして、「いじめられていること・いじめられていると感じること」であった。やはり、「いじめに関すること」は、いじめられている確信がなくても、いじめられているかも知れないと感じるというような段階でさえも、相談しにくい内容の筆頭であった。また、現代的な課題として浮上してきている社会問題の貧困（経済的なこと）もいじめの次に相談しにくい内容という結果であった。経済的なことはいじめの遠因となる場合がある。相談しにくい内容のいずれも、いじめに関連すると思われる。

子どもがエンパワーメントする

これらのことを総じて考えると、いじめの問題はSOSが出しにくく、見えにくいということが明確になってくる。では、どうすればいいのだろうか？

いじめは、その子どもに身体的・心理的苦痛を与えるだけではなく、人としての尊厳をも奪ってしまうものであり絶対にあってはならないし、我々大人は、この問題に真摯に向き合わなければならないということは言うまでもない。しかし、見えにくくSOSを出しにくい問題である。どんなに一生懸命に向き合っても、大人の側からの一方通行の理解だけでは限界がある。やはり、子ども自身のエンパワーメントが必須のことではないだろうか。ここでのエンパワーメントとは、もちろん「戦う力」というような意味合いもあるだろう。しかし、もっと、もっと、いい意味でたたかいて強くて、子どもにとって一生ものの力となるようなエンパワーメントを想像してほしい。それは、子ども自身が真に「子どもの権利を理解して、それを行使する主体となること」ではないだろうか。

「青森市子どもの権利条例」ではどの子にも子ども自身が「安心して生きる権利・自分らしく生きる権利・豊かで健やかに育つ権利・意見を表明し参加する権利」の4つの大きな権利を保障している。いじめはこれらのいずれの権利も侵害する。ゆえに、「きちんと嫌だと言っていし、相談することも重要なことである。」と理解することが行動の第一歩となるのではないかと思う。しかし、決して字面を知識として理解するだけでは自分を鼓舞して行動化することは難しい。体験として理解することが重要である。勇気をふるって「自分の権利を行使したら、友人や親や先生、周りの大人と一緒に考えて後押ししてくれて、成就感を味わい自信がついた」というような体験の積み重ねである。小さい頃からのその積み重ねが大事な場面で発揮される「権利行使」の力となるものと思う。大人がそのような子どもの体験の伴走者となるためには、我々大人自身が「人権意識をもった生き方をする」ことが必要である。そして、それを学ばなければならないのだろうと思う。

我々大人が問題解決に当たり、原因探しをして誰かの失態や誰かのせいにするという方向性での解決ではなく、この問題を解決するためにどのように大人同士が、地域が、手をつないで行動できるかの視点で行動連携することである。こうした努力の積み重ねで 地域社会は醸成され、子どもが健

やかに育つ人的つながりの土壌が肥えていくのではないだろうか。こうした姿を見て育った子ども達は、真の民主的な自治能力や人権意識をもつ集団として育つことだろう。こうして子どもと大人が育ち合う中で、共に解決の道を歩んで行くこととなる。

子どもの権利相談センターに寄せられるさまざまな相談事例のなかで、少し時間がかかっても子どもが力強く進んでいる姿に出会うことがある。うれしい限りである。しかし、一方で、過酷な中にあり「大人がもっと手をさしのべなければ、この子どもの生きる力はしぼんでしまうのではないか」と心痛む事例もある。また、ネット社会におけるいじめの問題は深刻で、姿の見えないいじめる側が「配信する」という行為で相手に恐怖を与え、不特定多数のユーザーを味方のようにして優位に立ってしまうという複雑な構造を呈する。

しかし、いずれの場合でも、生きていくために誰にでも保障されている権利を行使していきたいものである。「青森市子どもの権利条例」を掲げている市民として、誇りを持って子どもと大人が一緒に、毅然とした権利行使の主体として力をつけていければと思う。

(こばやし ひろみ 大学教授)

逆境を生き延びる！

－ ストレス・マネジメントの視点から －



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

楽しかったストレス・マネジメントの「出前講座」

最近の子どもを巡る大きな関心事は、何と言っても県内の中学生が自死した2件の重大事態ではないかと思います。激震が走ったと表現しても言い過ぎではありません。死に臨む十代の心中に思いを巡らすだけで胸が痛んできます。『禍福は糾える縄の如し』と言われるますが、これからの人生には、辛いこと苦しいことばかりでなく、嬉しいことも楽しいこともいろいろなことがあったことだろうと考えてしまいます。子どもがどんな気持ちで毎日を過ごしていたのか？どんなサポートを求めていたのか？などと推測しますが、事件の経緯や諸要因については、それぞれの審議会で検証していますので、いずれバイオ（身体）・サイコ（心理）・ソーシャル（社会）の多角的な観点及び専門的な視点から詳細な報告書が出てくると思います。

青森市では、先駆的に、いじめ・児童虐待・体罰などを含めた子どもの権利侵害からの救済・擁護のために『青森市子どもの権利条例』を制定しています。そのための活動拠点として「子どもの権利相談センター」を設置し、「子どもの権利擁護委員」と「調査相談専門員」をそれぞれ3人配置し、相談や救済活動等に取り組んできました。今回の重大事態の発生で、当相談センターの一層の周知・浸透の必要性を痛感させられました。

これまでも、子どもの権利に関する理解を深めるために、子どもの権利擁護委員が講師となって、それぞれの専門（弁護士・大学教員・臨床心理士）を活かした『出前講座』を実施してきました。

先般は、青森市内のある小学校の家庭教育学級からお声をかけていただきました。学校周辺は、りんご畑に囲まれ、サワラの垣根が多いとても落ち着いた地域でした。それぞれの学校の精神風土は、玄関入り口から校長室に案内される間に、自然に感じ取れることが多いものです。その学校は、最初の校長先生の対応から、研修会に参加する保護者・教員の雰囲気まで、とても打ち解けた感じの学校でした。先生方が保護者の間に自然に混じって参加し、保護者と教員とのフレンドリーな関係が感じられました。

今回の講座では、ストレスの軽減・ストレス反応の緩和などを目的とした『ストレス・マネジメント』を、体験やワークを通して学ぼうという形で実施しました。いつの世でもストレスの無い環境は考えられません。ストレスを乗り越えていく「生きる力」や「しなやかなマインド（心）」を体得しておくことが大切です。短い時間でしたが、講師も参加者と気持ちが一体となって、笑顔いっぱいの心地よい講座を実施することができました。

漂う子どもの緊張感！？

学校は子どもの成長にとって必要不可欠な空間であることはもちろんですが、近年は慢性的・持続的な緊張感が漂って、必ずしも心休まる「楽園」「理想郷」ではなくなっていると言われています。些細な差異に敏感で非寛容な傾向が強い、異質なものを許さない社会になってきた気がします。子どもたちは、執拗ないじめの加害側にも被害側にもなりうるシビアな環境で暮らしています。SNSなどのデジタルツールによって、ますます増長されてきたように見受けられます。子どもであっても、過剰な適応や気配りが要求され、対人関係の中で疲労困憊し、多くの子どもが消耗し切っています。

皮肉な話ですが「家庭と学校（大人の場合は職場）はストレスの温床」という人がいます。本来、安心安全であるはずの学校・家庭において、想定もしなかった強烈なストレスに直面することも、慢性的なストレスに晒され続けることもあります。自分の気持ちとは裏腹に、身体がいうことを聞かないということが起こります。ストレスで、痛い・熱を出す・吐く・だるい・強張る・自分の体が自分の体でないような気がする…などの症状は普通のことです。意欲・やる気・モチベーションの低迷、イライラ・怒り・焦燥感などのネガティブな感情の出現、対人トラブル・長期欠席・ひきこもり・自損行為などの行動上の問題も顕在化してきます。

子どもにとっては大きなクライシス（危機）ですが、これを深刻なストレスとして認知するか？脅威として受け止めるか？は、子どもの個人的な要因だけではなく、身近な人との良好なコミュニケーションや、所属する家族や集団・組織における関係性など、社会的な要因にも大きく影響されます。

「ハイリスク・アプローチ」と「ポピュレーション・アプローチ」

学校内で生起するこれらの問題については、個々の問題に特化して限定的・集中的に対処する「ハイリスク・アプローチ」が重視されてきましたが、現在では、学校という集団を対象にして、集団の健康度・凝集性の向上、活性化・人間関係改善、豊かな想像力や深い精神性の成長などを目指す視点の「ポピュレーション・アプローチ」の意識的な取組が必要とされています。

「いじめ」で言えば加害者・被害者という二者関係の視点だけでなく、児童生徒・教職員全体のメンタルティが注目され、集団、組織、コミュニティを対象とした活動が求められています。リスクの発生した学級・学校などの所属集団の活性化、秩序・モラルの回復、良好な人間関係づくり、和やかな雰囲気づくり、発生予防策、自己啓発・自己開発を視野に入れた効果的・具体的な介入が期待されています。

こうした発想のもとに、当相談センターに事案が持ち込まれた場合は、原則として、最初に調査相談専門員が子どもの気持ちを傾聴し、運営会議を開催して子どもの権利擁護委員の助言を得、必要に応じて委員による子どもや保護者との面談を行い、子ども・保護者の依頼や委員の判断によって、委員が直接学校に出向き、問題の解決に向けて、双方向的に関係者間の話し合いなどを行います。

人間の営みは「単純な法則」では捉えきれない「複雑系」

子どもの権利擁護委員のもとには、いじめ・体罰・児童虐待・対人トラブルなど、子どもの権利を侵害する事案などが持ち込まれます。そこで感じるのは、個別の被害者救済や加害者更生に対する毅然とした対応とともに、重大事態に至らないような予防的活動や、所属する集団・グループ・組織・コミュニティの健康度を高める活動が必要だということです。「犯人を探し、罰して終わる」ことではなく、コミュニケーションの豊かで健全なコミュニティを形成するという観点で支援を考えていく必要があります。

私には、子どもの権利擁護委員や心理臨床の活動を実践する中で、重視している二つの考え方があります。

ひとつは、人間の営みは単純な「因果関係」で説明できない「複雑系」であるということです。複雑系とは、物事は数多くの多面的な要素で構成され、それぞれの要素が相互的かつ複雑に絡み合っ変化するシステムになっているという考え方です。

むしろ、多くの事象は「原因」と「結果」の間の一対一の単純な因果関係で説明できないことの方が多いものです。因果関係は「原因⇒結果」がキレイに成立するレベルですが、相関関係は何らかの関係があるという程度です。因果関係と相関関係を混同しないことを忘れてはいけないと思っています。

人間の営みは、相互に関連する複数の要因が合わさって、全体としてなんらかの傾向や、特徴のある振る舞いやあり様を見せています。基本的・単純な法則に還元して、「〇〇の原因による」「誰々のせいで…」などと単純化して解釈することは、感情的にスッキリするかもしれませんが、真実からは遠くなると考えています。世界保健機関（WHO）も、自殺予防に関する勧告の中で『単純化した理由付けをしないこと』を挙げています。

身の回りに起こる日常的なストレスも、複数のリスク要因がストレスorおよび保護要因・レジリエンス（回復力・耐久力）と相互的に作用しており、実はそんなに単純なものではなく、全体像をみれば、はるかに複雑な構造になっていることが多いものです。

もうひとつは、「ストレス脆弱性理論（モデル）」という考え方があります。普段ならやり過ごすことができる程度のストレスでも、社会的サポートが乏しく、日常的なストレスが慢性的に蓄積されて、個人的な脆弱性（もろさ）が高くなっている場合には、問題化・重症化する可能性があります。普段は乗り越えられるストレス・イベントでも、脆弱性が大きければ発症（破綻）してしまう危険性があります。逆に、大きなストレスorがあったとしても脆弱性（もろさ）が小さければ、発症（問題化）しないということも起こりえます。日頃から子どものストレス蓄積を低くし、子どもをエンパワーメントする取組が必要です。そのためには、組織・集団の健全性・凝集性やソーシャル・サポート（社会的支援：ソーシャル・ネットワークといった人間関係によりもたらされる様々な形の援助）の醸成が重要だと感じています。

「ストレス・マネジメント」のアプローチが集団を活性化する

有効な方法の一つとして、学校での『ストレス・マネジメント教育』が注目されています。

ストレス・マネジメントでは、ストレスと上手に付き合うことができるようになること、ストレス・コーピングを一人でやれるようになること（セルフケア）等のリスクマネジメントを当面の目標としています。

リスクマネジメントは、一人ひとりがセルフケアを行えるようになることによって、多くの人々が少しずつリスクを軽減することができるようになり、結果として集団としての健康状態も向上していきます。また、集団でストレス・マネジメントを行うこと自体が、集団の凝集性（信頼、規律、倫理、良好なネットワーク等が構築されていること）や結束力を高めていき、ポピュレーション・アプローチとしても有効に活用できるものです。

ストレス・マネジメントは、大震災被災者支援や被害者支援、競技スポーツの世界などでも活用されています。

ストレス・コーピングのブリコラージュ

前述の小学校の出前講座では、呼吸法などの古くからのストレス・コーピング（対処）から、新たな魅力を発見する「コンプリメント」や、今この瞬間の体験に注意を向ける「マインドフルネス」を念頭に置きながら、「笑顔」「微笑み」をコンセプトに、実際にはワイワイ&ガヤガヤ楽しくワークを行いました。

真新しいことはほとんどありませんが、「誰にでもできる使い慣れた技法」をフル活用しています。いわば心理臨床の「ブリコラージュ」です。ブリコラージュは、「ありあわせの道具材料を用いて自分の手でものをつくる」というフランス語のブリコール（bricoler）に由来します。これは、持ち合わせている「身近なあらゆる資源」を、ブリコラージュ的に利活用（リユース）して、具体的に逆境や困難を切り抜けていく姿勢のことです。

実際に、ストレスの渦中をタフに生きていくためには、大層なことではなくても、身の回りに存在する「あらゆる資源」を有効活用して、しなやかに乗り越える「知恵」を身に着けておくことが重要だと思っています。

子どもの権利擁護の根底に流れるもの

子どもの権利擁護は、自分を大事にすること、そして他者を大事にすることから始まります。自分を大切にすることは、基本的に他者も大切にします。他者を尊重することが自分の幸せにつながることを熟知しているからです。自尊感情・自己肯定感・自己効力感が健やかに育っている子どもは、いざという時には、周りからうまく支援を受け、自らの力で多少のストレス・イベントは乗り越えていくことができます。

子どもの権利擁護は、自分も相手も相互に尊重する関係（Win-Win 関係）を作り出し、集団の健康度を高め、社会正義とモラルを醸成し、子どもの意欲と活力を育てていくものだと思います。

具体的な事案に介入する場合には、被害者・加害者という二者関係に注目するだけでなく、常に変化・変換している「構造」「システム」を想定した視点で活動しています。いじめの加害生徒が、かつては被害生徒の立場で、いじめられた体験の中で、ぐさりと突き刺さる「効き目のあるいじめの言葉や手法」を学習していた例があります。その場の集団力動の動向によっては、加害側にも被害側にもなる流動的な側面もあります。被害側が無意識に加害側を触発する言動を繰り返していた例もあります。個人の力だけでは解決できない多くの難問に取り囲まれて暮らしていた例もあります。実に複雑なものです。

いずれにしても、集団のさまざまな要因が絡み合っ、その変化する力動の中で現在の問題が発生し、存続しているという認識が必要だと思います。

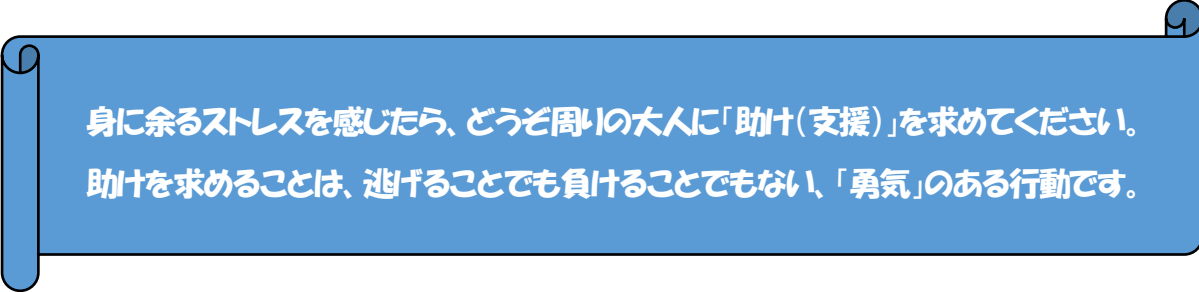
家庭や学校という所属集団の健康度・凝集性が、辛い状況に直面する子ども一人ひとりのレジリエンス（回復力・耐久力）を大きく左右しています。ストレス・マネジメント技法は、ストレスの軽減・緩和に役立つのはもちろんですが、さらに、学級や職場などの集団の活性化、良好な人間関係づくり、和やかな雰囲気づくり、共同意識の醸成、モチベーションの向上、集団の凝集性の形成に活用できます。

実際のストレス・マネジメントでは、児童生徒の場合、「心にアプローチする技法」よりは「身体にアプローチする技法」の方が、導入がスムーズで、失敗や副作用が少ないような気がします。最近の子どもは「身体の声を聴く」ということを簡単にできません。煩雑な対人関係・社会活動などの外界に関心が向かい、自分の内面や身体に注意を向ける機会が少ないからでしょう。意外と、自分の身体や心を意識し、注意を集中することが苦手です。

毎日の授業の中で、5～10分の短い時間を利用して、継続的・段階的に実践すると効果が大きくなります。まさに、「繰り返して行われる行動を、脳は重要なものとして判断する」ということになります。

ストレス・マネジメントは、その時間だけ心地良いだけで終わっていると思われがちですが、決してそうではありません。これを続けているとポジティブな「マインドセット」（考え方・思考様式）に変わって、日常生活が少しずつ変化してきます。継続的に続けていると、嫌なことに動じない柔軟でタフなマインドに変わってきます。また、自分の心の状態を客観的に把握できるようになり、自己管理能力が高まり、余裕も生まれてきます。小さな努力の積み重ねが、その人の生き方を変える力になります。

さいごに、子どもたちにひとつのメッセージを送ります。



**身に余るストレスを感じたら、どうぞ周りの大人に「助け(支援)」を求めてください。
助けを求めることは、逃げることでも負けることでもない、「勇気」のある行動です。**

(せきや みちお 臨床心理士)

VII 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況**
- 2 調整活動の状況**
- 3 調査活動の状況**

VII 相談件数等の年度比較

(平成 25 年度はH25.5～H26.3 の 11 ヶ月間)

1 相談の状況

(1) 相談受付件数

区分	実件数	延べ件数
25 年度	107	288
26 年度	119	426
27 年度	96	558
28 年度	106	856

(2) 相談者の内訳(延べ人数)

区分	子ども					大人					合計 (人)
	小学生	中学生	高校生	その他	計	父又は 母	親族 (祖父母等)	学校 関係者	その他	計	
25 年度	15	106	18	43	182	87	13	1	9	110	292
26 年度	48	65	89	18	220	141	15	7	46	209	429
27 年度	6	215	160	4	385	123	6	21	23	173	558
28 年度	20	579	61	7	667	113	19	35	22	189	856

(3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

区分	子ども						大人				合計 (人)
	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他	計	父又は 母	学校 関係者	その他 (※)	計	
25 年度	4	43	134	25	30	236	3	23	28	54	290
26 年度	9	104	82	143	24	362	9	44	15	68	430
27 年度	4	38	250	158	7	457	7	82	12	101	558
28 年度	3	88	606	39	11	747	75	24	10	109	856

(※) には、親族（祖父母等）が含まれています。

(4) 相談方法別件数(延べ件数)

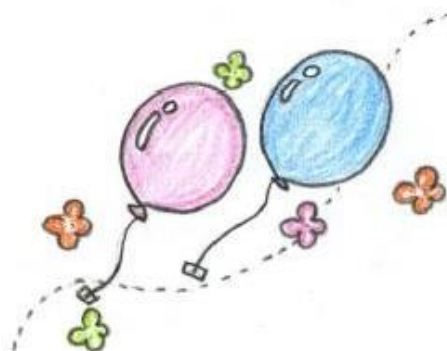
区分		窓口相談	電話	FAX	メール	手紙	訪問 (調査相談専門員)	合計(件)
25 年度	初回相談の件数	14	68	1	21	3	0	107
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	30 (2.1)	90 (1.3)	1 (1.0)	161 (7.7)	6 (2.0)	0 (0.0)	288 (2.7)
26 年度	初回相談の件数	21	73	0	23	2	0	119
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	47 (2.2)	220 (3.0)	0 (0.0)	151 (6.6)	8 (4.0)	0 (0.0)	426 (3.6)
27 年度	初回相談の件数	15	70	0	11	0	0	96
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	42 (2.8)	188 (2.7)	1 (-)	316 (28.7)	1 (-)	10 (-)	558 (5.8)
28 年度	初回相談の件数	23	68	0	9	4	2	106
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	56 (2.4)	201 (3.0)	1 (-)	582 (64.7)	9 (2.3)	7 (3.5)	856 (8.1)

(5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区 分		10時～12時	12時～14時	14時～16時	16時～18時	受付時間外	合 計(件)
25年度 (延べ282件)	子ども	14	17	29	72	43	175
	大人	33	23	16	25	10	107
26年度 (延べ418件)	子ども	21	20	40	95	35	211
	大人	57	44	31	66	9	207
27年度 (延べ557件)	子ども	37	64	99	161	23	384
	大人	34	37	40	51	11	173
28年度 (延べ847件)	子ども	69	110	171	230	78	658
	大人	48	42	31	57	11	189

(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (電話相談、窓口相談、訪問相談についてのみ)

区 分			30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間以上	合計(件)
25年度 (延べ120件)	電話相談	子ども	9	1	0	0	0	10
		大人	50	22	7	1	0	80
	窓口相談	子ども	0	5	6	0	0	11
		大人	0	8	10	1	0	19
26年度 (延べ267件)	電話相談	子ども	49	7	2	0	0	58
		大人	137	22	3	0	0	162
	窓口相談	子ども	4	6	7	0	0	17
		大人	8	7	14	1	0	30
27年度 (延べ240件)	電話相談	子ども	41	6	1	0	0	48
		大人	113	27	0	0	0	140
	窓口相談	子ども	2	2	19	1	1	25
		大人	3	3	17	2	2	27
28年度 (延べ264件)	電話相談	子ども	39	8	1	0	0	48
		大人	118	28	7	0	0	153
	窓口相談	子ども	2	11	17	2	1	33
		大人	5	8	14	3	0	30



(7) 相談内容の内訳

区分		交友関係	不登校	いじめ	教職員等の指導	学校等の対応	家族関係	子育ての悩み	心身の悩み	家庭内虐待	進路問題	金銭問題	行政機関等の対応	その他	不明
25年度	実件数 42 件 (延べ 182 件)	子ども 19 (115)	1 (1)	4 (7)	3 (13)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	5 (23)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (16)	0 (0)
	実件数 65 件 (延べ 106 件)	大人 2 (4)	2 (3)	2 (8)	7 (13)	6 (15)	6 (13)	18 (26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	21 (23)	0 (0)
26年度	実件数 44 件 (延べ 219 件)	子ども 15 (65)	1 (4)	3 (26)	4 (15)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	11 (96)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (5)
	実件数 75 件 (延べ 207 件)	大人 2 (3)	5 (45)	8 (21)	9 (31)	7 (15)	10 (20)	13 (27)	3 (8)	3 (16)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	10 (14)	2 (2)
27年度	実件数 34 件 (延べ 385 件)	子ども 14 (140)	1 (150)	4 (56)	4 (15)	0 (0)	4 (13)	0 (0)	3 (6)	1 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	実件数 62 件 (延べ 173 件)	大人 5 (13)	5 (15)	7 (16)	11 (53)	6 (32)	5 (7)	7 (18)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (14)	2 (2)
28年度	実件数 36 件 (延べ 667 件)	子ども 3 (15)	1 (299)	4 (10)	3 (4)	0 (0)	5 (68)	0 (0)	9 (102)	1 (3)	4 (157)	0 (0)	0 (0)	4 (6)	2 (3)
	実件数 70 件 (延べ 189 件)	大人 3 (7)	10 (35)	8 (12)	8 (16)	4 (24)	5 (8)	16 (61)	0 (0)	2 (2)	1 (6)	0 (0)	2 (3)	11 (15)	0 (0)



2 調整活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計(回)	
25年度	2	1	0	2	0	30	35	(3件、35回)
26年度	1	4	2	1	1	25	34	(6件、34回)
27年度	0	10	3	1	0	15	29	(5件、29回)
28年度	7	7	0	2	21	10	47	(8件、47回)

3 調査活動の状況

(1) 申立てによる調査活動の状況

区 分	申立て件数	調査回数
25年度	1	2
26年度	0	0
27年度	0	0
28年度	0	0

(2) 自己発意による調査活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計(回)	
25年度	2	1	0	0	0	0	3	(2件、3回)
26年度	4	0	0	0	0	7	11	(2件、11回)
27年度	0	0	3	0	0	0	3	(1件、3回)
28年度	0	0	6	0	1	0	0	(1件、7回)

VIII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

Ⅷ 参考資料

1 青森市子どもの権利条例

青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日

条例第七十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 子どもにとって大切な権利(第五条―第九条)

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第十条―第十五条)

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第十六条―第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第二条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 十八歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第三条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第四条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第一項の保護者、第二項の育ち学ぶ施設の関係者、第三項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第二章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第五条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第六条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

(自分らしく生きる権利)

第七条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

(豊かで健やかに育つ権利)

第八条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

(意見を表明し参加する権利)

第九条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第十条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年十一月二十日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

(子どもの育ちへの支援)

第十一条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

第十二条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

第十三条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

第十四条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）を置きます。

- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第十五条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復

(相談と救済)

第十六条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

第十七条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

(委員の職務)

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

(勧告の尊重と委員への協力)

第二十条 第十八条第一項第四号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第一項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第二十一条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第五章 雑則

(委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第四章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

平成 29 年 3 月 31 日現在

(1) 青森市子どもの権利擁護委員

氏名	期間	職業等
沼田 徹	平成 25 年 5 月 1 日～	弁護士
小林 央美	平成 25 年 5 月 1 日～	大学教授
関谷 道夫	平成 25 年 5 月 1 日～	臨床心理士

(2) 調査相談専門員

氏名	期間
赤木 光子	平成 25 年 5 月 1 日～
佐藤 実花	平成 25 年 5 月 1 日～
藤原 英里子	平成 28 年 4 月 1 日～

平成 28 年度 青森市子どもの権利相談センター 活動報告書

平成 29 年 4 月発行

発行 青森市子どもの権利相談センター

〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16 番 1 号 青森市総合福祉センター 2F

TEL 017-763-5678 / FAX 017-763-5678

メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

相談専用電話 0120-370-642 (フリーダイヤル)
